

平成29年度自己点検・評価報告書

2018年5月
東北福祉大学

目 次

第 1 章 理念・目的	1
第 2 章 教育研究組織	4
第 3 章 教員・教員組織	6
第 4 章 教育内容・方法・成果	11
第 5 章 学生の受け入れ	28
第 6 章 学生支援	30
第 7 章 教育研究等環境	37
第 8 章 社会連携・社会貢献	43
第 9 章 管理運営・財務	50
第 10 章 内部質保証	54

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性

東北福祉大学は「行学一如」を建学の精神に掲げ、その教育の理念は「自利・利他円満」の哲学を基調とし、人間力、社会力をもつ人材を輩出してきた。すなわち、学則第1条に目的と使命として「東北福祉大学は学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命とする」と定められている。使命は本学に期待される普遍的役割として認識している。

このような建学の精神および教育理念に基づき、本学では、理論と実践を融合し、調和しえる人材の育成にあたり、学ぶことの重要性と同時に学びえたことを広く社会に還元し、さまざまな場で実践できる技量の研鑽を積み重ねてきており、これは、学部・学科、大学院共通に貫かれている理念でもある。

本学は、現在4学部9学科2研究科で構成されているが、いずれの学部学科、大学院も本学の理念・目的に沿い、理論と実践の調和、人間力、社会力を持つ人材育成を行っている。なお、各々の人材養成に関する目的については、学則に明確に規定されている。《参考1》

従来、福祉の理解は、特定の階層・人びとを対象としていたが、平成12年6月に改正された「社会福祉法」では、「地域社会を構成する一員」に対して、「日常生活を営み、社会・経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」を保障するために行われる「福祉サービス」と位置づけていることから理解されるように、社会の構成員が等しく受けることのできる安定した生活環境の支援と理解されている。すなわち、福祉は4学部9学科を包摂するのであり、この意味において、大学に期待される使命との整合性がみられる。

実績や資源からみた理念・目的の適切性に関しては、以下の3点が挙げられる。

第1点は、国家試験等の合格実績である。2017(平成29)年度の実績は新卒でみると社会福祉士71.5%(通信教育部62.5%)、精神保健福祉士75.0%(通信教育部75.0%)、看護師98.7%、保健師77.3%、作業療法士100.0%、理学療法士95.12%となっている。

第2点は本学の理念・目的を表した就職実績である。2017(平成29)年度(3月20日現在)の就職内定率96.0%であるが、就職内定者における業種別就職割合は、社会福祉施設・保健医療機関33.0%、企業37.4%、教員(講師を含む)14.8%、公務員・団体10.7%などとなっている。

第3点は、大学の目的・使命に基づき附属施設および関連施設の設置である。本学では、附属施設として「せんだんホスピタル」「感性福祉研究所」「芹沢銈介美術工芸館」「音楽堂：けやきホール」等を設置するとともに、関連施設としては、各種福祉施設を有しており、それら施設においては、学生の実習の場(行学一如としての臨床の場)として機能している。

学則第1条の目的・使命にもあるように、本学は「国際社会並びに地域社会の発展に貢献」することを使命としてきた。このなかで、国際交流をすすめるとともに地域共創教育にも力を入れてきた。さらに、上述したように附属施設および関連施設の整備によって、また、これを実習施設としても活用しながら、地域社会に貢献できる人材の養成にも励んできた。

なお、本学は機能分化論の位置付けとしては、地域貢献を中心とした社会貢献機能を有した幅広い職業人養成を行う教育機関である。

《参考1》 各学部・学科の教育上の目的について

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/index.html>

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/arprn890000001gtw-att/arprn8900000042ai.pdf>

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的の、大学構成員（教職員および学生）への周知及び社会への公表

大学・学部・研究科等の理念・目的は、大学構成員（教職員および学生）に対しては、学生便覧（STUDENT HANDBOOK）、大学院便覧および大学案内（With You）、大学ホームページ（<http://www.tfu.ac.jp/>）等を中心として周知を図っている。さらに学生は、全学共通として展開される1年次必修科目「禅のこころ」や各種宗教教育科目、各種仏教行事等を通じて、特に意識せずとも、本学の理念に触れることが可能になっている。

教職員に対しては、年度初めの教授会や学科毎に開催される学科会議において周知している。学生に対しては、入学式や新入生のオリエンテーション、在校生の新学年ガイダンス等の場において、学長、副学長等からの講話としてあるほか、入学後のリエゾンゼミⅠ（基礎演習）の授業のなかにおいて、第1回目に「本学の教育について」として理念・目的を含めた本学教育の特徴が講義され周知している。

また、教職員・学生用のポータルサイト（UNIVERSAL PASSPORT）では、理念・目的をはじめ学生便覧、学則等の閲覧・ダウンロードが可能となっており、大学構成員は閲覧が可能となっている。さらに、学内に、本学の東日本大震災への取り組みのパネルなどの掲示がされており、本学の理念が多くの人々に触れる機会が多くある。

本学を取り巻くステークホルダーに対しては、ホームページ、大学案内、年数回開催されるオープンキャンパス、高校での出張講義、入試ガイドを中心的な媒体として、本学の建学の精神、教育理念、目的等を公表している。本学の保護者に対しては、東北地方を中心に開催されている「保護者の会」の他、「大学通信」、同窓生に対しては「後援会報」等を発行して、理念・目的等を外部からみてもわかりやすく公開・周知を図っている。その結果、2017（平成29）年度の入試においても、募集定員を超える応募者があり、周知・公表に関しては、有効であった事がうかがえる。これらのことから、適切に周知・公表されている。

また、各学科・研究科独自の周知方法もある。例えば大学院では、教育学研究科が独自のポスターやパンフレットを作成し、東北を中心とした各県の教育委員会や主な大学、公立小中高等学校、特別支援学校などに配布している。社会福祉学科、福祉心理学科の通信教育課程では、社会人が多いという特性を踏まえ、ホームページ、募集要項など広く内外から閲覧・周知できるようにしている。また、毎月発行している通信教育部の機関誌“with”では、新入学生に向けて学科長が大学、学部の理念に触れた文章を掲載し学生、教職員への周知を行なっている。

理念・目的の周知、公表方法



(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性についての定期的な検証

本学の理念・目的の適切性の検証は、内部質保証システムにより、定期的・体系的に行なわれている。

平成 28 年度に教育研究上の目的や教育目標の見直しを行い、平成 29 年度初めに、見直し後のものをホームページ等で公表した。

2. 点検・評価

本学において、大学・学部・研究科等の理念・目的は適切に設定されており、大学構成員および社会に対して周知・公表を適切に行っている。そして、定期的検証は、内部質保証システムにおいて実施されており、適切に行なわれている。

平成 27 年度の「改善すべき事項」であった構成員への周知方法の有効性の検証については、現在、アンケートにより検証しているが、今後さらにアンケート内容を改善して有効性の検証の精度を上げて周知方法の改善につなげていく。

また、今後、大学の生き残りを賭けた大学改革の観点からも理念・目的の適切性を検証する。

第2章 教育研究組織

1. 現状説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織の理念・目的に照らして適切性

東北福祉大学は、明治8年に曹洞宗専門学支校として出発した。戦後、昭和33年には東北福祉短期大学を設置し、昭和37年には東北福祉大学社会福祉学部として設置認可を受け、今日に至る発展の基礎を築いた。

本学は、「行学一如」という建学の精神と「自利・利他円満」という教育の理念に基づき、学則第1条に目的と使命として「東北福祉大学は学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命とする」と掲げ、また、大学院学則第1条では「建学の精神に則り、社会福祉に関する精深な学術の理論と応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を養成することを目的」としている。これらは理論と実践との調和を図ることのできる人材育成を意味するとともに、社会へ貢献しうる人材養成を目的としており、ディシプリン制の下で本学はこれまで教育・研究に努めてきた。

この基本理念のもと、上述したように、本学は昭和37年に「社会福祉学部社会福祉学科」の設置が認可されると、その後、昭和40年には「産業福祉学科」、昭和46年には「社会教育学科」、昭和49年には「福祉心理学科」の開設認可をそれぞれ受け、さらに、昭和51年には「社会福祉学専攻修士課程」の大学院設置が認可され、社会福祉学に関わる理論と実践の総合的教育・研究に取り組む高等教育機関として、その社会使命と役割を担ってきた。

また、IT (Information Technology) 革命が進行する社会要請に応えるべく、かつ、情報化の遅れが指摘される社会福祉分野に、福祉の知識と高度な情報技術を持った人材供給を目的に、平成12年には「情報福祉学科」を開設し、同時に、広い視野に立って教育・研究に取り組む姿勢を確認する意味から、学部名称を「社会福祉学部」から「総合福祉学部」へと変更した。平成14年には、大学院組織を「大学院総合福祉学研究科」へと名称を変更するとともに、従前の「社会福祉学専攻修士課程」に加えて「社会福祉学専攻博士課程」、「福祉心理学専攻修士課程」を新たに設置した。また、同年には通信教育部の設置認可を受けて、「社会福祉」・「社会教育」・「福祉心理」の3学科を設置するとともに、通信制大学院「総合福祉学研究科」において「社会福祉学専攻」及び「福祉心理学専攻」からなる修士課程を設けた。

さらに、乳幼児期から老年期までのライフサイクルを対象として研究・教育する「総合福祉学部」に対して、乳幼児期から少年期に至る成長過程の「保育・教育」を特に研究する「子ども科学部子ども教育学科」を平成18年4月に増設すると共に、福祉を基本として保健・医療の融合を目指した看護実践を担うことができる人材を育成することを目的とした健康科学部「保健看護学科」を設置した。

その後、福祉社会の実現のためにも基本的運動機能や応用的動作能力の回復と共に、生活習慣病の予防に関わるヘルスケアを担うことができる人材を養成する目的から、平成20年度には健康科学部内に「リハビリテーション学科」(作業療法学専攻、理学療法学専攻)及び「医療経営管理学科」を増設し、同年には国際化、情報化が一層高度化するなかでの確に対応できる人材養成を行うために、総合福祉学

部の「産業福祉学科」及び「情報福祉学科」を総合マネジメント学部「産業福祉マネジメント学科」と「情報福祉マネジメント学科」へと改組・再編した。

そして、平成27年度から、より高度な知識と技能を身につけ、さまざまな教育課題の解決に貢献できる教育者を育成するために、「社会教育学科」と「子ども教育学科」を統合・再編し「教育学部教育学科」（初等教育専攻・中等教育専攻）および「大学院教育学研究科教育学専攻修士課程」を設置するとともに、少子高齢化はもとよりコミュニティの崩壊、東日本大震災後の復興などの地域課題に対して、行政的視点から主体的に対応、行動できる人材を養成するために総合福祉学部内において「福祉行政学科」を立ち上げた。現在、4学部9学科体制、大学院2研究科となり、基本的教育研究組織は、学部・学科制(教育研究一体型)のディシプリン制を採用しており、学士課程と大学院との関係は相対的分離型をとっている。

その他、学部・学科等の組織とは別に、教育研究組織として、芹沢銈介美術工芸館、せんだんホスピタル、東北福祉看護学校、感性福祉研究所、音楽堂「けやきホール」、社会貢献・地域連携センター、国際交流センターなどを設置している。芹沢銈介美術工芸館は、重要無形文化財（人間国宝）であった芹沢銈介自身の作品と収集品を展示することによって、学生にとっても、優れた美術作品に身近に触れることで豊かな感性が育ち、その感性はやがて社会のさまざまな分野で役立てることができるものと期待されている。

せんだんホスピタルは、学生の臨床実習教育及び教員等の臨床研究に資するために、東北福祉看護学校は、准看護師免許を有する者が看護師の受験資格取得に必要な知識及び技能を修得できるために、それぞれ置かれている。感性福祉研究所は、21世紀の課題「知性と感性の調和」の視点に立ち、今一度、人間の感性を呼び覚まし、豊かな福祉社会を築くことを目的としている。音楽堂「けやきホール」は、1994年に完成した本格的な音楽専用ホールであり、国内外の著名な音楽家から一般の演奏者まで、広く市民に開放されているとともに、本学の吹奏楽部や混声合唱団などの定期演奏会の場にもなっている。社会貢献・地域連携センターは、生涯学習支援や地域連携（共創）、臨床心理相談、特別支援教育の取り組みの窓口として機能している。国際交流センターでは、本学の学生、院生、教職員の国際的な活動を支援している。また、交換留学や短期研修プログラムの派遣・受入の実施だけではなく、海外の研究機関との共同研究の支援機能をも有している。

教育研究組織としての学間連携に関しては、本学と単位互換協定を締結している。他大学（産業能率大学、学都仙台コンソーシアムに加入する大学）の「単位互換科目」を履修し単位を修得した場合に卒業単位として認定している。さらに、学部の教育課程の副専攻の一つとして、本学と神戸学院大学、工学院大学が連携して、「社会貢献活動支援士」課程を設置し、遠隔授業等を導入しながら授業を行っている。

このように、本学は時代の要請に注視しつつ、「行学一如」「自利利他円満」の理念の下、学則第1条に示された目的・使命の具現化のため、必要な教育研究組織及び体制の充実に努め、広義の福祉の総合大学として発展してきた。後述するが、大学院の一部の研究科を除き入学定員を充足している状況からも、本学の取り組みが学術の進展や社会の要請と適合している。

以上のことから、本学は学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切な編制となっており、有効に機能している。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか

本学では、教育研究組織の編制方針を定め、ホームページに公表している。

トップ>大学について>各種方針 (https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html)

その方針の検証も含めて、教育研究組織の適切性の定期的検証は、内部質保証システムで行っている。

2. 点検・評価

本学の学部・学科・研究科等の教育研究組織は、大学の建学の精神および教育理念そして本学の目的・使命に照らしかつ、編制方針に則り適切に設置されてきた。また、内部質保証システムにより教育研究組織の適切性を検証しており、適切に対応している。今後も時代の要請を読み取り、本学が取り組むべき人材養成のあり方を検討していく。

なお、総合福祉学研究科（通信制を含む）と教育学研究科については、収容定員を下回っている状況を課題として認識しており、教育課程の見直しを含めた検討を行っている。例えば、総合福祉学研究科社会福祉学専攻においては、平成 29 年 3 月 27 日に発出された「社会福祉系大学院におけるカリキュラムと教育システムのガイドライン～福祉人材の生涯にわたるキャリア形成拠点としての役割の変化～」(日本社会福祉教育学校連盟：現・ソーシャルワーク教育学校連盟)を参考にしながら、大学院のあり方、教育課程のあり方を具体的に検討している。また、福祉心理学専攻では公認心理師要請に対応する教育課程を平成 30 年度から導入する。教育学研究科においては、平成 27 年度設置研究科でもあるため広く社会に本研究科の特徴を情報提供する必要があると認識している。

第 3 章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編成方針の明確化

大学として教育理念・目標に沿った教員像は、法令（大学設置基準第 13 条、学校教育法第 92 条、大学設置基準第 4 章等）に定める資格要件をふまえた上で、その採用、昇格の基準、能力・資質等について、学則において教員選考基準、任用規程等として定められており、人事委員会、教授会の議を経て決定される。各学部でもその求める教員像、組織の編成方針は、これらの大学全体のものを共有している。

○ 教員に求める能力・資質等の明確化

本学が求める教員像はホームページ（トップ>大学について>各種方針）※1、教員の使命と役割については学内規程の「組織・職制規則」第 9 条において明確に定められている。また、資質については、「東北福祉大学教員選考基準」において、教授・准教授・講師・助教・助手の資格としての資質が明記されている。※1) https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html

○ 教員構成の明確化

教員組織の編成方針については、ホームページ（トップ>大学について>各種方針）※2で公表している。※2) https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html

教員構成については、以下の学内規程に明記されている。

- ・組織・職制規則第 3 章（大学及び大学院）第 8 条（職位及び職能）3 項

・大学院学則では第 56 条（教員組織）

○ 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

専任教員の教育研究に係る責任の所在に関しては、上述した「組織・職制規則」第 9 条第 2 項において「学部長、学科長及び大学院研究科長は、それぞれ学部、学科及び大学院研究科における教育及び研究業務を総括する」と明記されている。

また、組織的な連携体制としては、部長学科長会議の下に学科会議が置かれ、学科の課題を共有しその課題を解決したり、法人や学長、教授会の決定事項、報告事項を伝達したりするなどの役割を果たしている。

さらに、学科会議以外においても、専門職の人材養成支援のための各種会議（たとえば、「カリキュラム編成会議」、「社会福祉援助技術演習 I 等担当専任会議」、「保育士・幼稚園課程担当者会議」、「実習判定会議」など）を組織して、担当教員において教育課程の理解及び各種情報の共有を図るなどの連携体制を構築している。

なお、大学院の組織的な運営・連携組織として、大学院委員会と研究科委員会が設置されている。前者は、大学院に関する学務及び運営その他研究科の重要な事項を審議し、後者は教育課程に関する事項、課程修了の認定に関する事項、学位論文の審査に関する事項等を審議することになっている。通信教育部においては、通信教育部教育・研究の基本方針及び教育課程の形成・編成に関する事項や、通学の課程その他付属教育研究機関との連絡調整に関する事項を審議する通信教育部委員会を設置している。

（2）学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織の整備

○ 編制方針に沿った教員組織の整備

教員組織の編成方針については、ホームページ（トップ>大学について>各種方針）https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html で公表している。また、編制に当たっては、学校教育法第 9 章（大学）第 83 条～第 114 条、大学設置基準第 3 章（教員組織）第 7 条～第 13 条、大学院設置基準第 3 章（教員組織）第 8 条～第 9 条の 2 を遵守し、そして本学では多くの種類の資格取得のための教育課程も有するために、その養成に関わる指定規則を遵守しながら教員組織を編成している。大学全体の専任教員は、各学部・学科、研究科において専門分野の研究を深化させ、必要な資格を有する教員組織が整備されている。

○ 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

教育課程に相応しい教員組織の整備については、各学科内において専任教員の研究業績と教育業績等を勘案し、授業科目と担当教員の適合性を判断している。また、補充すべき授業科目が生じた場合には、採用過程において人事委員会が「東北福祉大学教員選考基準」に基づき、審議、判断をしている。兼任講師についても、「教員選考基準」の「講師の資格」を準用して行い、各学科長の下、授業科目と担当教員の適合性を確認したうえで、教務部委員会及び教授会の承認を経て学長が委嘱している。

○ 研究科担当教員の資格の明確化と適正配置

大学院担当教員は、本学は大学院大学制度を取らないため、大学としての教員採用を行い、大学院教員は学部兼任を原則としている。教員人事は、人事委員会規程に則り運用されており、教員の選考は、「教員選考基準」および「就業規則」等に基づき、人事委員会において審議した上で学長に進達され、

学長により決定されている。また、大学院指導基準の明確化に関しては、大学院委員会の承認を経て平成29年度中に明文化した。

なお、客員教授、特任教授の各制度を設け、開講科目毎に学外からの兼任講師を招聘し、大学院における教育の充実を図っている。なお、大学院（通信制および教育学研究科を含む）における授業担当に関する事項を恒常的にチェックする体制としては、研究科委員会があり、定期的に開催されている。

（3）教員の募集・採用・昇格の適切性

○ 教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

本学教員の募集については、特別に規程を設けず、法人設置以来の伝統・慣例により法人部門に常時窓口を開き、広く学内外からの推薦を得ている。また、これまで健康科学部保健看護学科・リハビリテーション学科、総合基礎教育課程〔外国語（英語）〕教員の採用にあたって、本学ホームページや科学技術振興機構JREC-INなどを活用し、公募も実施している。

その他、各学部の専門分野により、学校教育法や理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、診療情報管理士養成校としての指定基準等、特定の規則に従い、教員を採用している。

○ 規程等に従った適切な教員人事

教員の任免は、人事委員会において、その年度ごとの懸案事項に沿った人事方針を決定し、部長学科長会議の議を経ている。

本学における教員の採用及び昇任の選考については、『東北福祉大学教員選考規程』、また、教員選考基準が『東北福祉大学教員選考規程』第3条第2項に基づき『東北福祉大学教員選考基準』にて定められている。そこには、本学の教員（教授、准教授、講師、助教、助手）の選考基準が明記されている。

また、『学則』第10条第2項の規定に基づいて置かれる、選考（審査）委員会ともいえる「人事委員会」では、就業規則および教員選考基準に基づき、被選考者の学歴、教員としての経歴、研究上の業績（刊行された著書、論文、報告書等）、専攻分野に関する実務上の実績等のほか、学会及び社会における活動、勤労意欲、勤務態度・姿勢、人柄なども考慮に入れ総合的に判断している。

昇格は、当該教員の教育への取組み、研究業績偏重にならず、学内外での活動状況等から多面的に判断し、人事委員会で候補者を選考（審査）し、検討と決定を経た上で、部長学科長会議の議を経て、教授会において報告している。なお、昇格の審査基準には研究教育業績の他に社会的活動、社会貢献も加味し、建学の精神である「行学一如」および「自利利他円満」に沿ったものとしている。

また、本学では、定年制（一般）教員制度の他、任期制教員、客員教員、客員研究員、嘱託教授、特任教員などの種別の教員任用制度が規定され、教育、研究に必要な教員および研究員は必要に応じて随時確保されている。

通学および通信制大学院に関しては、大学院大学制度を取らないため、大学としての教員採用を行い、大学院教員は学部兼担を原則としている。教員人事は、人事委員会規程に則り運用されており、教員の選考は、人事委員会規程に規定する「教員選考基準」および「就業規則」等に基づき、人事委員会、研究科委員会において審議され、学長に進達され、学長により決定される。

（4）教員の資質の向上を図るための方策

○ ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性

FDの実施については、FD委員会が下記の通り実施している。

① 教育能力向上及び教育改善に資する教育プログラム又は教育システムの企画及び開発

アカデミック・ポートフォリオの活用をめざし、その前の段階としてティーチング・ポートフォリオの活用を推進している。また、「マイステップ・リエゾンポートフォリオ」(学修ポートフォリオ)を開発し、その活用促進と教員コメントのフィードバックを推進している。

② 研修会の開催

全学的には、定期的なFDセミナーを企画し、実施している。FDセミナーはビデオ撮影して教職員に動画公開しており、欠席の教員も含め、全教員がFDセミナーに参加できる環境を整備している。FDセミナーは、大学院生にも参加を勧めており、プレFDを兼ねている。また、職員の参加も認めており、職員の資質向上にも役立っている。

③ 授業内容、方法の改善、向上

学生による授業評価と意見聴取、授業向上ポートフォリオ、教員相互の授業参観、授業に関する自己点検・評価、自らの授業に対する授業評価や教員相互の授業評価、ベストティーチャーによる模擬授業、高い授業評価を受けた教員による学科等FD、ルーブリック評価の活用等を実施している。

④ 教員間での教育能力向上及び教育改善に関する認識の共有

FD/SDのホームページを作成し、「活動報告」「資料」「お役立ち情報」(リンク集、大学教育の動向)として、情報を提供し、共有している。

⑤ 教員の教育能力向上及び教育改善のための調査等の実施の統括

教員アンケート、学生アンケート、卒業生アンケート等を統括し、IRセンター、学部学科等、関係部署と連携協力して実施している。

⑥ 教育業績評価委員会に審査された教員に対する教育能力の支援

必要に応じて、授業向上ポートフォリオや授業に関する自己点検・評価に基づく学科等の長の指導による教育能力の改善を支援している。

⑦ FDの専門家の養成

学内FD委員が、学外のFDやFD専門家養成の研修会などへ積極的に参加できるよう支援している。

⑧ 連携支援等

学部学科等・研究科専攻等のFDに対して連携支援している。また、SDに対して協力支援している。

以上のFD活動の有効性については、毎年、年度末に教員を対象にFDに関するアンケート調査を実施(2017年12月～2018年1月実施)、その有効性を検証し、改善に努めている。その結果、回答者のうち、「全学FDをどのように活用したか」という問に対して「教育方法の改善・向上」等を含め、9割以上がさまざまな項目で活用していた。また、学科等でのFDにおいても、9割以上が同様の項目で活用していた。この結果から、FDが教員の資質向上に有効であったことが示された。

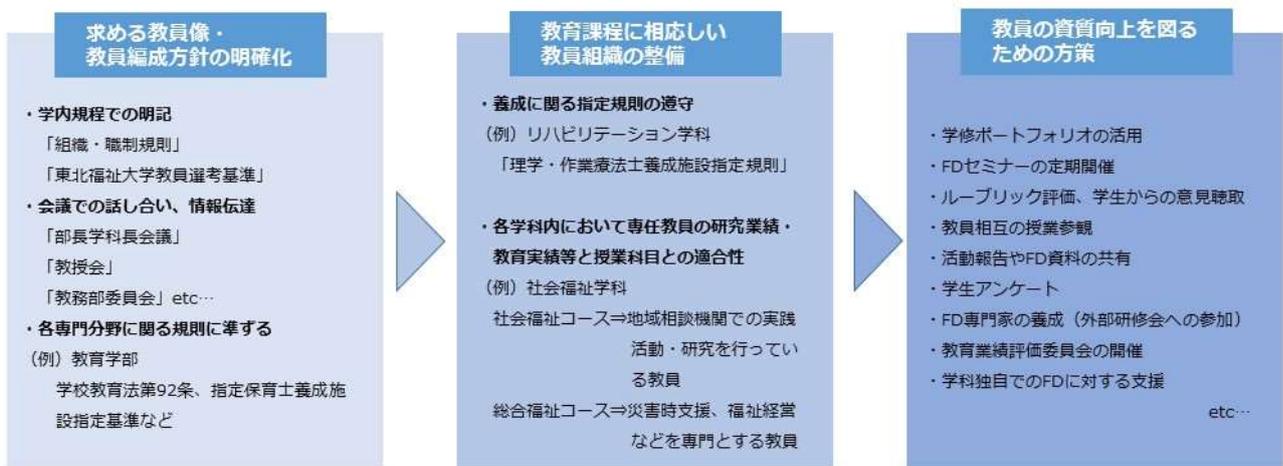
また、年度初めに活動計画を立案し、前期終了時に進捗状況を確認し、PDCAサイクルによるFD活動に取り組んでいる。FD委員会の議事録、当該年度の目標と進捗状況、活動報告、FDアンケートの結果は教職員に公開し、FD委員会のFD活動が有効に機能しているかどうかを教職員が確認できるようにしている。さらに、教員の教育研究活動及び社会的な活動等については「教育・研究業績書」としてまとめ、ホームページにおいて公表している。

なお、大学としての各教員の教育力評価、研究活動評価、社会貢献や管理業務に関わる評価については、部長学科長会議を構成する者を中心とする「教育業績評価委員会」が設置されており、各種の評価を行っている。

上記は各学部学科に対し共通で行っているが、大学院教育研究科では独自に行っている取り組みもある。今年度、教育学研究科が独自（教育学科との合同を含む）開催したセミナーの内容は「インクルーシブ教育システム」「大学における発達障害のある学生への現状について」であり、本研究科（および教育学科）の教員は積極的に参加している。

【図解】教員組織の整備について

教員組織の整備について



教員像、教員組織の編成方針などは、大学HPに記載

教員の募集・採用・昇格の適切性

【募集】

- ・法人部門で窓口を設置
- ・本学ホームページや科学技術振興機構JREC-INを活用

【採用・昇格】

- ・人事委員会での人事方針の決定⇒部長学科長会議を経ての承認
- ・学内規程での明記
「東北福祉大学教員選考規程」「東北福祉大学教員選考基準」
- ・研究業績偏重ではなく、学内外での活動状況から多面的に判断

⇒偏った人員・見方による採用、昇格ではなく公平で総合的に判断できるような体制

2. 点検・評価

大学として求める教員像および教員組織の編成方針に基づき、大学設置基準や本学就業規則などにより、各学部学科・研究科の教育課程に相応しい教員組織を適切に整備している。また、教員の質向上を図るために、組織的に、また多面的に必要な措置（FD等）を講じている。

課題として、学部・学科の教員組織の編成方針はあるが、明確化し構成員に公表されていないので、改善を図っていく。また、平成28年度に実施された大学評価にて、努力課題として「大学院指導資格についての基準を明示していないので、改善が望まれる。」が提言されたが、上述したように平成29年度に「大学院指導基準」を明文化して改善を図った。

第4章 教育内容・方法・成果

I. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状説明

(1) 教育目標に基づく学位授与方針の明示

○ 学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示

学士課程・修士課程・博士課程は、学則（通信教育部学則）、大学院学則においてそれぞれの教育研究上の目標を掲げて、設置目的と教育目標の整合性に留意してきた。また、本学は、学士課程と大学院課程との関係は相対的分離型であるために、学士課程と大学院課程の教育目標も相対的に分化した形式となっている。

○ 教育目標と学位授与方針との整合性

全学に共通する学修の評価、学位の授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、修得すべき学習成果を次のように明示している。

- ① 四年間の総合的な学習から論理的・創造的・批判的な思考能力が備わっている。
- ② 体系的学習、PBL、汎用的スキル、グループディスカッション、プレゼンテーション、コミュニケーション、サービス・ラーニングなどの学びから地域の多様な課題を発見し、分析、解決する能力を身に着けている。
- ③ 大学で得たさまざまな知の経験を社会や他者のために還元しようとする意欲と能力が備わっている。
- ④ 自分の特性、能力を把握し、また他者を理解し、尊敬する姿勢をもち、社会の規範を守り、倫理観、自律性をもって市民生活を送ることができる。

このような大学としての教育目標に基づく学位授与方針及び修得すべき学習成果を踏まえつつ、各学部学科（通信教育部を含む）研究科の具体的な学位授与方針をホームページ上において明示している。これらは教育目標と学位授与方針との整合性がみられる。

○ 修得すべき学修成果の明示

学位授与にあたり、修得すべき学修成果は上述した通りである。さらに、学位授与の要件に「本学を卒業するためには、その区分に従い、124 単位以上（ただし、健康科学部保健看護学科は 125 単位以上）を取得しなければならない（学則第 31 条（履修方法）」と定めるとともに、「本学に 4 年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する第 46 条（卒業）」と定め、学位を授与するに当たっての客観的指標及び基準も示している。

大学院においては、「建学の精神に則り、社会福祉に関する精深な学術の理論と応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を養成することを目的とする（大学院学則第 1 条）」と定め、その第 3 条において、博士課程および修士課程における教育目標をそれぞれ規定している。その上で、大学院学則の第 6 章において「課程修了の要件」そして第 7 章において「学位の授与」が明記されている。これら全体的な基準のもと、各研究科の教育目標及び学位の授与に関する方針及び修得すべき学習成果がそれぞれ定められ、ホームページや「大学院便覧」において提示・記載されている。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針の明示

○ 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

本学では「東北福祉大学カリキュラム編成に関するガイドライン」を策定するとともに、「外国語教育の基本方針」「スポーツ教育の基本方針」並びに総合基礎教育課程、それぞれの学部学科、大学院において具体的な教育課程の編成・実施方針が定められている。また、本学の「特色のある学修・資格・科目」「多様な学修・資格・科目」を明示して推奨している。

このガイドラインの下、全学的に、理念、目標を達成するため、次のような教育課程を編成している。

【教育課程の体系】

授業名称	知	内容
総合基礎教育科目	教養の基礎知	人文学系科目
	科学知	自然科学系科目
	実践知	社会科学系科目
	健康知	総合系科目
専門教育科目	専門基礎科目	
	専門基幹科目	
	(専門発展科目) 学科によって有無	
	関連科目	

総合基礎教育科目

リエゾンゼミⅠ(基礎演習)は教養の基礎知のⅠ群に位置する。

専門基礎科目

リエゾンゼミⅡ(専門基礎演習)、リエゾンゼミⅢおよびⅣは専門基幹科目L・C群に位置する。

※TFUリエゾンゼミ・ナビ「学びとの出会い」より

本学の特徴でもある一年次の「リエゾンゼミⅠ」は、各学年小人数のクラスで運営し、PBL、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、ディスカッション能力、リーダーシップ、主体性、協調性などを養成し、学年が上がるごとに専門性を深化させる。

このような全学的な教育課程の編成方針に基づき、各学部学科の教育課程が編成されている。その際、学びの方向性・進路に応じてコース制・専攻制を採用している学科もある。本学は4学部9学科2研究科を有するために、多様な学問領域をもつことになるが、教育目標に基づく教育課程を編制する際には、関係する学問分野における分野別質保証のための参照基準(日本学術会議)を参考資料としている。

また、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修希望する学生を支援するために「長期履修学生」の仕組みを整備している。なお、本学ではダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリー制度は導入していない。

○ 科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

科目区分、必修・選択の別、単位数等については、本学学則第31条(履修方法)に定められており、紙媒体としての学生便覧に明示するとともに、本学ホームページにおいて全文アップされている。学生便覧において、学科ごとに必修・選択必修・選択等の区分、履修年次が示されている。科目区分は、カリキュラムガイドラインに示されているような教育科目に区分され、履修系統図も記載することによって学びの深化を分かり易く示している。履修系統図は必ずしも難易度による区分を意味していないが、

目安にはなっている。学部における教育課程の編成は、前期・後期に区分され（したがってクォーター制は採用していない）、卒業に必要な単位数は124単位である（保健看護学科125単位）。

大学院においても、その科目区分、必修・選択の別、単位数等について、専攻ごとに区分されたカリキュラム表が掲載され、その備考において修了要件や履修方法が記載されている。たとえば、総合福祉学研究科博士課程の場合、「修了要件は、30単位以上とする。履修方法は、必修12単位・選択必修4単位・選択4単位以上で、合計30単位以上修得することとする」などである。

（3）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の大学構成員（教職員および学生等）への周知と社会への公表

○ 周知方法と有効性

学内の専任教職員への周知に関しては、学生便覧と大学院便覧を配付するとともに、ホームページにおいて公開をしている。また、8月を除く毎月開催される部長学科長会議、そして学部教授会、研究科委員会、さらに各学科において開催される学科会議で、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が議論されるなど、それらの重要性についての共有化を図っている。なお、兼任教員に対しては、紙媒体としての3つのポリシー（入学に関する基本的な方針、教育課程の編成方針、学修の評価、学位の授与に関する方針）等が記載されている「教員便覧」を配付し本学の方針の周知に努めている。

学部学生については、新入生に対しては入学時の全学生向けのオリエンテーションおよび学部学科ごとのガイダンスで、在学生に対しては新学期前の学年別ガイダンス等で、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の周知に努めている。また、web サービス学修支援システム「UNIVERSAL PASSPORT」のマイステップ・リエゾンポートフォリオを用いた3つのポリシーについての自己評価や達成度確認を行っている。大学院生については、大学院便覧に基づきながら年度当初のガイダンスで明示、説明をしている。これらから卒業あるいは修了までの教育課程を理解することが可能となる。

なお、周知方法が有効に機能しているかを検証するシステムは構築されていない。

○ 社会への公表方法

社会への公表方法としては、ホームページ、「大学案内（With You）」、「入試ガイド」の配付、年間複数回開催されるオープンキャンパス、保護者の会、また、東北福祉大学進学（入学）相談会によって、参集いただいた進路指導の高校の先生方へ継続的に情報提供をしている。さらに、模擬授業として高校へ出向いた際にも、受講生に対して本学の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を紹介することもある。なお、ホームページでは、入試専用サイト（With You+）を立ち上げ、受験生・保護者に対しても本学の各種情報にアクセスしやすい工夫をしている。このような様々な機会を捉えて、外部からみても分かりやすい公表に心掛けている。

（4）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性についての定期的検証

本学では「内部質保証システム実施マニュアル」に基づき、大学全体および各学部・研究科において内部質保証 PDCA サイクルに重きを置いた自己点検・評価を実施するシステムを構築している。各学部単位の「内部質保証小委員会」と各研究科単位の「内部質保証小委員会」が組織され、定期的に教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を含めた教育プログラムの有効性の検証がなされる。その際、検討する資料としては、「学生調査」、「卒業生アンケート」等の各種調査を参考とす

る。これらの小委員会は、「内部質保証委員会」によって統括されることになり、企画部が担当する。

妥当性の評価基準としては、外部評価、自己点検・評価、認証評価があげられ、平成 28 年度に受審し、その結果をホームページに公表した（トップ>大学について>大学評価

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/evaluation.html>）。

また、授業内容・方法の改善などを審議する組織としては、教務部委員会や FD 委員会が設置されており、これら委員会は定期的開催されるとともに、内部質保証システム体系に位置づけられている。したがって、適正に検証が行われていると言える。

大学院（通信制含む）においては、大学院委員会及び定例研究科委員会で定期的に検討し、内部質保証システムにより定期的に検証している。

2. 点検・評価

理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件（卒業要件・修了要件）等を明確にした学位授与方針を設定している。また、教育内容や教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を、学部・研究科ごとに設定している。各種便覧およびガイダンス、ホームページ、『大学案内』、『入試ガイド』、『教育学部パンフレット』等を通じて、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を公表し、周知を図っている。

平成 28 年度に 3 つのポリシーについて見直しを行っており、平成 29 年度より新しい 3 つのポリシーを公表した。

II. 教育課程・教育内容

1. 現状説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の適切な開設と教育課程の体系的な編成

○ 必要な授業科目の開設状況

各学部・学科、研究科は、教育課程の編成・実施方針に基づき必要な授業科目を開設し、配当学年や必修・選択必修の科目区分を定めて順次性と体系性を備えた教育課程を編成している。

○ 順次性のある授業科目の体系的配置

その際、便覧上において履修系統図を示しながら、順次性のある授業科目の体系的に配置するとともに、科目関連間や順次性・体系性の確立のために科目番号制（コース・ナンバーリング）を導入して、学ぶ学生においても「学びの迷子」にならないように配慮している。また、カリキュラム・マップを作成することによって、体系的な教育課程を明確化するため、学習成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示している。なお、近年、専門性の分化により科目数が多くなる傾向にある。

○ 教養教育・専門教育の位置づけ

専門教育・教養教育の位置付けとしては、まず、全学共通科目として、総合基礎教育科目（課程）が置かれている。総合基礎教育科目は、広い意味での「教養」を涵養する「知」の枠組みであり、総合的・多角的な見方を身につけるとともに専門の基礎を学ぶことを目的としている。本学ではこれを「教養の

基礎知」「科学知」「実践知」「健康知」の4分野に分類している。教養教育の卒業要件単位数に占める割合は、学科間で相違があるが15～17%を占める。

このような科目を土台として、各学部学科の専門教育に進んでいくことになる。専門教育の科目の分類は、学科によって若干異なるが、「専門基礎科目」「専門基幹科目 L・C群」「専門基幹科目○群」「専門発展科目」「関連科目」等に区分されている。そのなかで、本学の使命の一つである「地域社会への貢献」を具現化するための科目が「専門基幹科目 L・C群」に位置する「地域共創実学教育 I～IV」である。

なお、本学は学都仙台コンソーシアムに参加しており、加盟校同士での単位互換を制度化し、学生の交流を促進している。学都仙台コンソーシアム加盟校に所属する学生は、他大学等で開講される科目を規定の範囲内で履修することができ、それを所属する大学等における卒業要件単位として認められるが、本学の場合、他大学で主とした単位は関連科目として認定している。また、国内留学の協定校との単位互換も行っている。

○ **コースワークとリサーチワークのバランス(大学院)**

大学院においては、前期・後期の2学期制で、1年次から体系的なカリキュラムに従い、理論と応用能力がしっかり身につくようなコースワークと、2年次においてもコースワークを前提として、個人々々への研究指導を通じて修士論文作成を目指すリサーチコースを適切に組み合わせた教育が行われている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づく各課程に相応しい教育内容の提供

○ **学士課程教育に相応しい教育内容の提供**

本学では、教育課程の編成・実施方針に基づき、学士課程教育に相応しい教育内容の提供に努めている。教育課程の枠組みはⅡ-1-(1)でも述べている通り。

教育内容については、「関係する学問分野の教育における学士力の考察」(私立大学情報教育協会)の内容を考慮した、学士課程教育に相応しい教育内容の提供に努めている。本学で関連する学問分野は、社会福祉学、心理学、経営学、政治学、法学、社会学、言語・文学、歴史学、文化人類学、生物学、地域研究、経済学、地理学、数理科学、地球惑星科学などであるが、それら学問分野の教育における学士力の考察では、到達目標、達成度、測定方法と参考にしながらか教育内容を提供しており、それらの内容は、シラバスのなかで項目にしたがって記載されている。

○ **初年次教育・高大連携に配慮した教育内容**

初年次教育プログラムとしては、「リエゾンゼミ I」が主に担う。20名程度の学生に主担任、副担任、ピアメンターの3人の担当がつき、大学生の学びの初歩から、情報検索方法、論文の書き方、コミュニケーション及びプレゼンテーション能力を高め、ディベート、ワールドカフェの手法などを学んでいく。また「禅のこころ」などの仏教系科目では建学の精神の「自利利他円満」を自ら考え、福祉ボランティア活動や地域ボランティアなどで福祉の心、奉仕の心に触れる機会を提供する。このような土台としての「学士力」と「人間力」を修得させるとともに、ICTを活用した学修支援ツール「リエゾン・ポートフォリオ」を活用して、予習・講義・復習のサイクルを確立し、学びが散逸化しないよう、個々の学生の質保証に配慮する。

なお、平成29年度より1年次必修「キャンパスライフ入門」(各週開講)を「リエゾンゼミ I」に連続する科目として開設し、4年間の大学生活で必要となる各種の基礎能力を養うことに努めている。

高大連携に配慮した教育内容の提供としては、入学前教育のレポートとリメディアル教育の2点を主

に実施している。入学前教育のレポートは、各学科が各種推薦入試合格者へ毎月課題を提示して、入学予定者が取り組んだレポートを添削する。リメディアル教育は、とりわけ義務教育まで修得すべき知識の再確認として国語、数学、英語、理科、社会の5科目のドリル方式で取り組むものである。このようなリメディアル教育の背景には近年、多様な背景をもつ学生が多く入学していることがある。このリメディアル教育は、入学後の初年次教育およびそれ以降においても継続実施される。

その他の高大連携としては、来学した高校生への学内模擬授業および通常の授業への高校生の参加、そして高校への出張講義等により、入学後の専門性との接続を意識した取り組みを長年継続している。

○ 専門分野の高度化に対応した教育内容の提供

各専門分野の高度化に対応するために、「社会福祉特別研究講義」を設置し、その時々 of 社会的要請の高い領域の講義を開講している。さらに、国際化に対応するために、「英語アカデミック・ライティング」も開設している。

このような教育課程の各教育課程（カリキュラム）は、研究科委員会において審議され、大学院委員会において承認を受けて決定されるなど、組織的対応に努めている。

○ 代表的な取り組み例

例えば教育学部では、年々増加しつつある「特別に支援を要する児童・生徒」に対応するため「特別支援教育の基礎」および「障害児の学修支援」を必修化している。それは本学の建学の精神「自利利他円満」の具現化でもあるが、社会のニーズへの対応でもある。

また、大学院では在学期間中一人の学生に一人の教員が論文作成技法から修士論文の完成までの一貫した指導体制を採用し、学生と指導教員との年間を通じた指導関係のなかで、より学生のニーズあるいは社会的期待に応えられる人材の育成に向けた柔軟かつ計画的な対応ができる科目配列、履修方法をとっている。

特筆すべきは、本学は関連施設として各種の社会福祉施設経営事業や認知症高齢者介護研修・研究センター等が併設されており、大学院生の自発的なそれらの大学関連施設や研究機関との関わりを促進し、高度な専門性を要する職業に十分対応できる人材の育成に向けた教育的な配慮に心掛けている。

2. 点検・評価

学部および大学院ともに、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成し、教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供している。

平成28年度の大学評価において、長所として特記すべき事項として「総合福祉学研究科福祉心理学専攻修士課程では、学生の実習先として附属病院せんだんホスピタルを利用しており、附属病院であることを生かして、短期だけでなく、1年間にわたる長期の実習受け入れを実現し、チーム医療やクライエントに対する専門職としての行動規範や職業的倫理を体得できるように指導が行われている。また、大学の臨床心理相談室では心理療法の実習だけにとどまらず、心理臨床に付随する運営業務も実習できるようにするなど、高度な専門性を要する職業に十分対応できる人材の育成に向けた教育内容を積極的に展開していることは評価できる。」と提言された。今後も、連携を一層深め人材育成を図る。

Ⅲ. 教育方法

1. 現状説明

(1) 教育方法および学習指導の適切性

①教育目標の達成に向けた授業形態

本学では、大学としての「建学の精神（行学一如）に則り、人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献できる人材育成」という教育目標を達成するために、総合基礎教育科目や専門教育科目を配置しているが、いずれも講義、演習、実習（実技、実験）から成っている。

授業の大半を占める講義科目は、その基礎・基本を学ぶ概論・原論、その上に立って細部を詳細に学ぶ各論、さらに個別・事例的な特殊講義・特講に分類している。このような講義科目の理解をより深めるために、演習科目がそれを補足し、さらに実習・実技・実験などの科目により、理論と実践を融合させる「行学一如」を具現化させることになる。すなわち、本学卒業生の「質」を裏付ける知識・技術・態度の習得に相応しい授業形態と方法を採用しており、それらの体系は「学生便覧」にて明示している。グローバル化を初めとした様々な社会情勢の変化を、学びの好機と捉え、学部・課程によってはゼミ単位でのクリティカル・シンキングの訓練や、英語による授業の開講なども試みられている。

②履修科目登録の上限設定、学修指導の充実

履修方法については、履修規程を定め、その第4条において「単年度の登録単位数は、原則として46単位以内とする」としているように、単位の実質化を図っている。ただし、「資格科目履修者は60単位まで登録を認める」など、各種資格取得者への配慮も行っている。また、1年生で総修得単位数が24単位未満、2年生では48単位未満、3年生で78単位未満、4年生で124単位未満そして、通算GPAが1.00未満の学生に対しては、成績発表後1か月以内に、アカデミックアドバイザーまたはアカデミックサブアドバイザーの個別面談を受け、学修面談に関するリエゾン・ポートフォリオを記入する。なお、アカデミックアドバイザーは、リエゾンゼミあるいは専門演習担当教員、アカデミックサブアドバイザーは、学修創造支援室支援員、その他の教職員（リエゾンゼミI副担任、実習指導担当教員、学生相談員、学生団体の部長、助教など）である。また、全教員がオフィスアワーを時間割上記載しており、この指定された時間において個別の相談を受け付けてもいる。

なお、本学において導入しているWebサービス学生支援システム「ユニバーサル・パスポート」の「マイステップ」を用いて、本学独自のポートフォリオを構築している。このような「マイステップ」の作成方法や使い方については、Webテキスト「リエゾンゼミ・ナビ『学びとの出会い』」の第1章第8節「Web版マイステップ・リエゾンポートフォリオを活用しよう」に解説されており、主にゼミの担当教員により個別の指導が行われている。そのマイステップの一つである「履修登録チェック」を用いて、履修ミスがないかどうかを確認できる。

通信教育部では、通信教育部学則第17条（年間履修単位）に1年間32単位を標準とすることを定め、授業の方法は第15条（授業の方法）に「印刷教材による授業、放送授業、メディアによる授業、面接授業」が明示され、添削等の指導を併せて行うこととされている。

③学生の主体的参加を促す授業方法

各学部では、学生の主体的参加を促す教育方法として、フィールドワークや調査学習、サービス・ラーニング（ボランティア活動等）、討論・ディベートとプレゼンテーションを含む双方向授業、上級生の

サポートを取り入れた授業、インターンシップ、Problem(Project)-Based Learning、学修ポートフォリオ、等のいわゆるアクティブラーニングの方法を取り入れた授業科目を多数開講している。大人数の講義科目であっても、可能な限りアクティブラーニングを導入することに努力しており、具体的方法に関しては講義のシラバスに明記されている。また、シラバスには、予習・復習を基本とする授業時間外学修についての記載が義務付けられている。授業時間外学修を必須とする科目もあり、例えば、地域の活性化に主体的に関わり、社会に出てから役立つさまざまな事柄を実践的に身につけることを目的としている「地域共創実学教育Ⅰ～Ⅳ」等がある。双方向授業については、アクティブラーニングやPBLの他に、web サービス学生支援システム「ユニバーサル・パスポート」におけるフィードバック機能の活用推奨により取り組んでいる。フィールドワークやインターンシップ、あるいは国内留学等で長期に亘って学外で学ぶ学生に対しては、多様なメディアを活用した遠隔授業が行われている。また、他大学で実施されている公開オンライン授業（JMOC など）の例なども紹介し、授業での活用を推奨している。

○ 代表的な取り組み例

情報福祉マネジメント学科では、学科の特色でもある情報の専門スキルを体系的に修得するため、講義科目と並行して実習を行い、より理解度が高まるように科目を配置している。特に実習では、少人数のクラス編成、教員と学生アシスタントによるチームティーチングを実施している。また、各年次のゼミでは、クリティカル・シンキングの訓練を行い、その集大成として4年次に卒業研究として取りまとめている。

医療経営管理学科では、学生の主体的参加を促す授業方法としてはリエゾンゼミⅠの後期に「地域における健康増進活動」に参加するフィールドワークや「地域の医療における諸課題」をテーマにしたPBLを導入している。また1年次必修科目の医療概論では、チーム基盤型学習を用いた、医療過誤、医療の質の地域格差、医療保険制度の疲弊などの課題にアプローチし、初年時から主体的な学びを意識した授業方法を採用している。1～4年には福祉ボランティアⅠ～Ⅳ、2・3年次にはインターンシップⅠ・Ⅱ、3年次には医療機関実習など、行学一如の理念に沿った実学教育が提供されており、能動的な学びを促す機会が設けられている

(2) シラバスに基づいた授業の展開

本学では、教務部委員会のなかに「シラバス検討委員会」を設置し、シラバスの内容の充実化を意図して記載項目やその方法について検討してきた。現行のシラバスは、全学的に統一されており、授業の形態、テーマ、目的、到達目標、受講要件、概要、方法、計画、時間外学習（予習・復習等）、参考文献等、評価の方法・基準（評価割合）、特記事項（資格認定科目等）や履修上の注意事項等が明確に記載されている。科目担当教員は、担当全科目について、教務部教育開発支援室が毎年改訂を重ねている「シラバス作成の要領」に沿ってシラバスを作成し記載内容通りに授業を展開している。また、Web 情報共有システム「Universal Passport」においてすべてのシラバスが公開されている。そのことによって、学生は、所属学科等の履修モデルや履修系統図を見ながら学生自身の履修計画を立てたり、受講期間中に自律的な学修（予習・復習を含めて）したりすることが可能となっている。なお、授業内容・方法とシラバスの整合性、あるいは、計画性と実施内容の弾力性のバランスについては、学期末に実施される受講生による授業評価によって、授業内容や方法だけでなく、シラバス通りに授業が進められているか、進行ペース、質問の受け答えの仕方などについて受講生の意見を担当教員にフィードバックできる体制

を整えている。さらに、シラバスだけでなく、授業全体について、教員個人が授業評価を受けた科目すべてについて改善目標を「Universal Passport」あるいは教員研究室入り口に掲示し、次年度に学生が履修登録する際の参考とできるようにするなど、授業の一層の充実化につながるような体制づくりを目指している。

また、全学部とも統一された様式に従い、①目的、②到達目標、③授業の概要、④授業方法、⑤授業時間外学習（予習・復習）、⑥成績評価の基準、⑦成績評価の方法、⑧特記事項、⑨履修上の注意事項、⑩授業計画、⑪テキスト・参考文献、⑫連絡先（質問等）等からなるシラバスを作成し、授業はこのシラバスに沿って行われている。シラバスの内容はFD委員会に属する学科の専任教員が確認、見直している。また、授業内容・方法とシラバスの整合性は、学生への授業評価に基づいて検証されることになる。さらに、授業内容について、授業評価で指摘された改善点に関しては、Web上または研究室前に回答を公開している。大学院においても基本的に学部同様の書式のシラバスを作成し展開しているが、学生においては入学前の背景が様々なため、シラバスの内容は柔軟なものへと工夫するとともに、個々の学生に応じた履修指導を行い、シラバスに基づいた講義・研究指導を行っている。

なお、通信教育部では、印刷教材による授業内容は『レポート課題集』、面接授業、放送授業、メディア授業の年間計画や講義内容は主に『試験・スクーリング 情報ブック』で、それぞれにシラバスを統一したスタイルで提示している。両者の作成にあたっては、通信教育部職員ならびに通信教育部委員会、シラバス検討委員会の教員による第三者チェックを行っており、一般の方もホームページで閲覧が可能である。『レポート課題集』『試験・スクーリング 情報ブック』は毎年3月下旬には学生および教職員に配付している。また、学生アンケートにより、シラバスと授業内容が大きく相違がないことは確認されている。

(3) 成績評価と単位認定の適切性

本学は、通信教育部を含む全学でGPA制度に基づく成績評価を行っている。学士課程における学業成績は、各授業科目における学生の到達目標を「ほぼ完全に達成」秀、「十分に達成」優、「概ね達成」良、「最低限達成」可、「達成していない」不可の5段階で評価し、全科目の評価を4点～0点の評点に換算して、その単位数で加重平均することによってGPAを算出している。また、GPAの分布についても大学、学部学科にフィードバックし、適正な運用に努めている。このような学部の成績評価と単位認定については、学則第36条（単位数の算定基準）、第37条（単位の授与及び学内単位互換）、第38条（成績）、第46条（卒業）において、定められているとともに、詳細に関しては、試験規程において、第6条（無資格者の掲示）、第13条（成績および評価）、第16条（追試験の成績および評価）、第4章不正行為が定められている。また、本学の成績評価の方針と取り組みについて教職員に周知している。ルーブリック評価については、学士力関連コモン・ルーブリック及び学科の共通科目のルーブリックを定めて活用を推奨するとともに、各科目についても作成を勧めている。通信教育部では、通信教育部学則第25条（試験の種類）、第26条（試験）、第27条（受験資格）、第28条（単位認定）、第29条（単位認定）そして第30条（不正行為）を定め、成績評価と単位認定を適切に行っている。

学生に十分な学習量を確保させるため、単年度の履修上限として46単位以内（資格科目履修者は60単位）を定め、単位制度の実質化の趣旨に沿った教育環境において単位の認定を行っている。さらに、成績評価および単位の認定に関しては、シラバス上の必須項目として記載しなければならず、評価項目

ごとに%（割合）を明記して、受講生に対する説明責任を果たしている。

成績評価の結果に対して疑義がある場合は、所定の方法で教務課に届け出ることができ、必要に応じた再評価や単位認定の修正が可能である。在籍可能年限以内に所定の単位数が取得できなかった場合は、教授会の議を経て学長が当該学生を除籍することが、学則第 45 条に定められている。

本学では、大学の設置について定めている「大学設置基準」により、「1 単位の授業科目あたり 45 時間の学修」を必要とする内容をもって授業を構成している。つまり、第 36 条（単位数の算定基準）において「各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- ・講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- ・実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- ・第 1 号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前 2 号に規定する基準を考慮して本学が定める。
 - 2 前号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

既修得単位認定については、学則第 32 条（入学前の既修得単位等の認定）において「教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができ・・・（中略）・・・合わせて 60 単位を超えないものとする」としている。本学通信教育部、国内留学の協定校および学都仙台単位互換ネットワークの協定校との間では単位互換が可能であり、学生に明示している。また、TOEIC などに代表される外国語の語学能力検定試験（外部テスト）において、本学の履修規程に定められた点数・等級を越える成績を得た学生については、所定の手続きの後に必修の外国語科目の履修を免除し、単位を認定することができる。

大学院における評価方法・評価基準の明示に関しては、大学院学則第 14 条（単位の認定）、第 16 条（評価）において定めるとともに、学位論文においては、第 19 条と第 20 条で評価基準および可否の手続きの枠組みが明示されている。

既修得単位認定については、大学院学則第 15 条および通信制大学院学則第 13 条において、10 単位を超えない範囲で課程修了要件に算入できるとされている。また、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院等との間に単位の互換を行うことができ、10 単位を超えない範囲で、他大学院等で修得した単位を本大学院で修得したものとみなすことができる。

○ 代表的な取り組み例

通信教育部では、単位数の算定基準については通信教育部学則 16 条において、印刷教材による授業、

放送授業、面接授業、メディアによる授業の時間数などを規定している。具体的には、印刷教材による授業では、『レポート課題集』記載の「在宅学習のポイント」で1単位45時間相当分の学習内容を明示している。印刷教材による授業では、1単位について原則として1課題のレポート課題に解答し添削指導を受けないと単位修得ができない。

編入学にあたっての既修得単位認定は、入学前の多様な学習歴を認め、2年次編入学者一括認定30単位、3年次編入学者一括認定62単位を行っている。これらは募集要項および『学習の手引き』に明記されている。その他に社会福祉士・精神保健福祉士国家試験指定科目の個別認定、および本学通信教育部で入学前に科目等履修生で修得した単位の個別認定がある。

総合マネジメント学部では、卒業単位取得が厳しい学生に対して、担当の学習アドバイザーが個別対応を施している。参加度評価に関しては、アクティブラーニング導入による授業への取り組み姿勢を評価の対象にしている。授業外学習としては、リエゾンゼミⅠや個別の授業を通して、現地調査の詳細な報告レポートや毎回の授業ミニレポートなどによる予習・復習の充実を図っている。単位認定については、シラバスに明記した成績判定基準を根拠としている。情報福祉マネジメント学科に関連する資格試験（ITパスポート・基本情報技術者試験・MOS）等も、成績評価の対象としている。

（４）教育成果についての定期的な検証とその結果による教育課程や教育内容・方法の改善

教育成果についての定期的な検証と教育課程や教育内容・方法の改善は、本学では、主としてFD委員会と教務部委員会が担い、次のように取り組んでいる。

①FD委員会が、毎年、前期・後期に全授業について学生による授業評価を実施している。そして、内部質保証システムにより定期的に、授業レベル、教育課程レベル、全学レベルで改善に組織的に取り組んでいる。

授業レベルでの改善の取り組みとしては、担当教員は授業評価の結果を踏まえて「授業における向上・改善・開発の目標設定」に記入し、学生に公開している。

教育プログラムレベルでの改善の取り組みとしては、総合基礎課程及び各学科（以下「学科等」という。）で高い授業評価を受けた教員によるFDを実施し、優れた授業マインドや授業スキルについて共有している。授業評価が低い教員については、学科等の長が「授業向上ポートフォリオ」と「授業に関する自己点検・評価」の記入を求め、それに基づいて授業改善の助言を行っている。

全学レベルでの改善の取り組みとしては、授業評価等を踏まえて選ばれたベストティーチャーによる模擬授業、授業参観、授業動画の視聴により、優れた授業マインドや授業スキルを共有するようにしている。

また、授業評価のデータを用いて、教員の取り組み、授業、学生の学修意欲等が学修成果に与える影響について研究している。

②全教員が、毎年、教員個人の自己点検・評価を行っており、その中で「授業に関する自己点検・評価」があり、全教員がPDCAサイクルによる授業の改善に取り組んでいる。

③教員を対象に授業・ICT教育活用・授業参観・FDに関するアンケート調査を実施し、教育内容・方法の改善の取り組み状況および改善の効果を検証し、より効果的な改善に努めている。

④各種調査をもとに、学科等の会議で共有し、教育課程、初年次教育の内容・方法、学科等の教育課程の改善に努めている。また、学生アンケートにより教育効果を把握するとともに、学生に対して教育

内容・方法の改善に関するコメントをフィードバックすることで、着実に改善に結びつけている。

⑤初年次ゼミの学修成果に関するマイステップ・リエゾンポートフォリオ（学修ポートフォリオ）の結果をもとに、総合基礎教育検討委員会で初年次教育の内容・方法の改善に努めている。

⑥教育内容・方法の改善に関連したテーマのFDセミナーを実施している。

⑦教員相互の授業参観を行い、相互に研鑽を積んでいる。また、自らの授業をビデオ撮影して自己評価を行うことや教員間での相互評価を行うことも推奨している】。

⑧FD のホームページに、「授業支援」や「成績評価関連」に関する資料を掲載し、授業の向上に役立てている。また、授業改善、ICT 教育活用、ティーチング・ポートフォリオ等に関するリンク集を掲載し、授業の向上・改善に関する情報を共有している。

○ 代表的な取り組み例

社会福祉学科では、「授業アンケート」結果については、定期的に学科内にワーキングチームを設け、分析、学生へ回答している。また、通信教育部でも、面接授業（スクーリング）受講時に学生にアンケートをとり、通信教育部委員会での報告・審議や、担当教員へのフィードバックを行うことなどで、授業内容・方法の改善に役立てている。スクーリング・アンケート結果は非常に満足度が高いととらえている。それに付随し国家試験の合格率も、社会福祉士の現役合格率が全国平均 30.2%のところ 62.5%（192 名中 120 名合格）、精神保健福祉士の現役合格率が全国平均 62.0%のところ 75.0%（68 名中 51 名合格）であり、全国平均よりかなり高い合格率であることも教育効果の表れと考えている。

情報福祉マネジメント学科では、年 2～3 回程の学科教員による学科 FD（教育研究発表会）を継続しており、専門分野に限らず様々な視点からの教育研究会として機能している。学科 FD（教育研究発表会）は、既に 40 回以上の実績がある。初年度教育における共通の問題意識や課題を学科として協議し、通年授業（リエゾン I）等に反映させている。各ゼミ間による共同研究発表会が定期的に行われている。

2. 点検・評価

本学の学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づき、学部・学科・研究科ごとに最適と考えられる授業形態を採用しており、ディプロマポリシーを満たすべく教育効果を十分に発揮するために教育方法を多面的に検討して改善に努めている。

また、学生の学修意欲を促進させるために、ユニバーサルアクセスの段階にあることを意識して、分かりやすく興味を引くようなシラバスを作成し、授業の形態や方法にも工夫を凝らした教育プログラムに基づいて教育研究指導を行い、学生の「個」に着目した適切な履修指導を行うなど、学修の活性化のための十分な措置を講じている。

さらに、履修単位の認定方法に関しては、各授業科目の特徴や内容・履修形態等を考慮し、カリキュラムポリシーに沿った年次毎の期待する学習成果を見極めながら、単位制の趣旨に沿った措置をとっており、かつ教育の質を保証するために厳格かつ適正な成績評価を行っている。

教育水準の維持・向上のためには、ファカルティ・デベロップメント（FD）の一環として授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究を実施するとともに、教育内容・方法および教育上の効果を定期的に検証し、その結果を着実に改善に結びつけている。

平成 28 年度に実施された大学評価において、努力課題として「総合福祉学部、総合マネジメント学部、健康科学部医療経営管理学科、教育学部では、1 年間に履修できる単位数の上限が 46 単位と設定されて

いるものの、資格試験科目等を履修する場合、履修登録できる単位数が 60 単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。」と提言されたので、平成 31 年度に向けて改善を図っていく。

IV. 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果

①学修成果を測定するための評価指標の開発とその適用

A. 学修アウトカムの測定指標

評価の指標としては、個々の学生が全学及び所属学科別に定められたディプロマポリシーをどの程度満たしているかが判定できる項目を含むことが必要となる。(各学部・学科・研究科のディプロマポリシーは本学HPトップ>教育方針 <https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/index.html> を参照)

現行のアウトカム測定は、主に学業成績（修得単位数及び GPA : Grade Point Averages）と学生の振り返り調査（主観評価）の二通りで行われており、学生・教職員へのその旨の周知も試みられている。米国で実施されているような大学・大学院入学統一試験や卒業前総合統一試験などの、いわゆる標準化試験（客観評価）は実施されていない。しかしながら、一般に高等教育機関において評価すべき事項とされる学生の「伸び」、すなわち認知的発達（高次の認知過程、専門分野の知識）、情緒的発達（態度、価値観）、行動的発達（学習時間、単位修了有無）、卒業後の発達（満足度、職業能力）の程度、また近年「学士力」「社会人基礎力」といった名称で示される知識・理解・技能、思考・判断・表現、関心・意欲・態度、などの汎用的能力の定着度は、上述の 2 つの組み合わせでの評価が試みられている。特に、数値化が困難な項目に関しては、授業科目横断的に活用が可能なコモン・ルーブリックを作成し、必要に応じて評価に活用している。学習内容の専門性に配慮した詳細なルーブリックも作成されているが、語学や体育、情報関係や論文指導など一部の授業に留まっている。また、直接的な測定ではないが、平成 26 年度よりラーニングコモンズなどの入退室に際して学生証（IC カード）から個人データをログとして記録・保存するシステムを導入し、学生が主体的に学修に取り組んでいると考えられる時間や頻度を正確に把握する取り組みを行っている。

主観評価については、全学的な取り組みとして学修ポートフォリオが導入されており、入学時から卒業までの継続的な学修歴と活動歴を蓄積し、学生と教職員とのコミュニケーションを介して、相互に学修成果を確認できる体制を敷いている。また、FD 委員会および教務部教育開発支援室が開発した各種アンケート調査が、在学生及び卒業生等に対して年次毎に実施されている。

全ての評価・検証の結果は、教務部および IR センター教育情報分析室による分析を経て、本学の学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）に基づく査定が行われ、各授業の改善、教育プログラム（カリキュラム）の改善、さらに学内施設などの教育環境の改善のための資料として活用されている。査定のプロセスにおける各アンケート等の内容を下表に示した。

アンケートの名称	対象種別	対象学年	実施年	実施時期
入学時アンケート	学部生	1 年生	毎年度	入学後
リエゾンゼミ I 等到達度 1~3 ※	学部生	1 年生	毎年度	学年末
リエゾンゼミ I 等役立ち度 ※	学部生	1 年生	毎年度	学年末

初年次終了時アンケート (2018年度より※を統合)	学部生	1年生	毎年度	学年末
学修活動アンケート(学部)	学部生	全学年	毎年度	学年末
学修活動アンケート(大学院)	大学院生	全学年	毎年度	学年末
学生生活アンケート	学部生	全学年	原則として4年に一度	
キャリアアンケート	学部生	全学年	原則として4年に一度	
卒業生アンケート	卒業生	卒業後3年以内	毎年度	任意
その他の本学の教育向上・改善・開発に資するアンケート	必要な対象学生	必要な対象学年	必要時	

B.目標達成度の評価

学修目標の達成度評価は年次進行に沿って行われるが、最終的には、卒業・修了の要件（単位取得、通算GPA、論文の合否、等）、就業に必須の資格の取得、就業・進学 of 成否、学修満足度、学士力・社会人基礎力等の伸び、などの判定を通して達成度「ディプロマポリシーを満たす人材になったかどうか」が評価されている。

【資料】学位授与率等

		学位授与率(%)	就職内定率(%)	国家試験合格率(%)
総合福祉	社会福祉学科	90.3	98.8	
	福祉心理学科	91.9	94.3	
	福祉行政学科	H27年度新設のためデータなし		
マネジメント	産業福祉マネジメント学科	90.8	93.1	
	情報福祉マネジメント学科	78.3	90.7	
教育	教育学科	H27年度新設のためデータなし		
健康科	看護学科	96.0	79.5	95.9(看護師)/92.3(保健師)
	リハビリテーション学科	78.3(OT)/83.0(PT)	100.0	100.0(OT)/97.4(PT)
	医療経営学科	90.4	95.9	78.0(診療情報管理士)
(大学院)	社会福祉学専攻	83.3	75.0	※修士⇒博士 進学率6.3%
	福祉心理学専攻	91.7		
	教育学専攻	H27年度新設のためデータなし		
(大学院)	社会福祉学専攻	50.0	33.3	

平成30年3月現在における学位授与率は、学士課程（4学部9学科<2専攻>）では学科間で82.3%～100.0%、大学院修士課程（2専攻）では社会福祉学専攻は100.0%、福祉心理学専攻81.2%であり、学士の就職内定率（就職希望者に対する就職内定者の割合）は、学科間で90.7～100.0%、全学平均で97.6%であった。加えて、学士課程における平成29年度内の中退率は、学科間で0.5%～3.2%、全学平均は約1.64%であった。各学部・学科・研究科の具体的数値は上記資料の通り。

従って、数値上は目標が概ね達成され、教育目標に沿った成果が上がっていると判断できる。本学は防災知識を身につけた人材の育成（防災士養成研修講座）や、救急救命の技能を身に付けた人材の育成（普通救命講習）を行っているが、平成29年度は前者は本学、福島県いわき市、宮城県石巻市等6自治体で13回開講され、約980名が防災士の資格を取得し、後者は10回開講され、学生や教職員約250名が受講し全員合格している。これらの資格の取得は、ディプロマポリシーに明記されている「社会や他者のために還元する能力」の一つを獲得したものと捉えられる。

2017（平成29）年度 学修成果（学士力）の検証の主観評価の結果（全学の推移）は、「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「総合的学習」の学士力4側面の全ての側面・項目において「伸び」がみられた。この点に関しては、学生自身が「入学から卒業まで成長し続けている」と認識していることが示された。入学時と卒業時の変化量をみると、特に「汎用的技能」が最も大きく、次いで「総合的学習」「知識・理解」「態度・志向性」の順番となっている。

②学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)

A.在籍学生による自己成長評価

上述のように、本学では、教職員と学生個人との間をつなぐ双方向コミュニケーション・ツールとして、ポータビリティを重視した Web ベース学修ポートフォリオである「リエゾン・ポートフォリオ」を開発しており、これを活用することで学生が自己の現状を視覚的に認識・評価し、改善へつなげている。

本ポートフォリオは、Reflection、Documentation、Collaboration の基本3要素による構成をとりながらも、学生一人一人のゴールやそれへ向けての具体的なプロセスが、様式・書式に拘束されることなく表現できるようにデザインされている。例えば、教員養成課程においては、従来から「教職履修カルテ」による成長評価が行われていることを鑑み、Web ベースの教職履修カルテを同システムに組み込んでいる。この特性を利用して、学生が所属する学部・学科の特性や将来像の多様性に対応し、授業や実習はもとよりボランティアやフィールドワークなどの課外活動、キャリア形成に向けての様々な取り組みについても、それぞれの根拠資料や成果物と共に記載・編纂していくことにより、より汎用性の高い「履歴（活動歴）を基にした自己表現・自己アピール資料」の作成が見込まれる。また、そのような様々な経験を通して自分自身にどのような力が身についたのか、いわゆる汎用的能力と専門的知識・技術とに分けて評価してゆくことができる。

具体的に検討できる項目は、NSSE（the National Survey of Student Engagement）の評価指標に準ずる内容となっている。中でも High-Impact Practice に相当する内容の一部（学習共同体、インターンシップ、フィールド経験、教育実習、臨床実習、地域に密着したプロジェクト、等）にウエイトが置かれている点、本学のディプロマポリシーに沿ったものと言える。平成24年度の導入以来、利用率の高い関連項目ではのべ8000名以上の登録件数（平成29年4月現在）となっている。前述の学生アンケート（学

修活動アンケート)の結果からは、学修ポートフォリオを積極的に活用している学生ほど、自らの学士力を高く評価している傾向が見られている。

B.卒業生による自己評価

平成27年度より「卒業生アンケート」を実施し、学士課程(通学)の卒業生による在学中の学修についての評価を実施している。回答者の職業は、公務員・団体、企業、社会福祉施設、保健医療の順に割合が高く、結果からは、在学中の「コミュニケーション技能」「数量的技能」「チームワーク」「統合的な学習経験と創造的思考力」「専門職業人としての倫理観」「建学の精神と教育理念」「人間力や社会力を身に付け、人とのつながりや人脈を得る」等の習得が現在の指針形成に寄与していることが示唆されている。

C.就職先からの卒業生の評価

全学的には、キャリアセンター所属の教職員により就職先での各種の聞き取り調査が実施されており、その中の項目の一つとして卒業生の他己評価がなされている。また、福祉施設、医療機関など、学部・学科に特異的な就業先については、同場所で在学生在が実習やインターンシップを実施することが多いため、当該学科の教員が巡回指導等を行う際に同時に聞き取り調査がなされている。「真面目」「良く働く」等、資質の面では概ね良好な評価が得られている一方、「融通が利かない」「討論が苦手」等、多世代とのコミュニケーション経験の不足が指摘されている。

本学では、卒業生の就業の有無に関わらず、広く学外からの評価・意見聴取を行ない、各学部・学科における指導・運営の方針や個々の授業内容、カリキュラム(教育プログラム)の改善等に役立てている。ある企業からは、「自らかかわり、自ら考え・気づき、自らアクションを起こす」という本学の育成方針は今の若い人たちに必要なことがよく示されていて良い、インターンシップは異世代と交流する機会になるので良い、との評価があった反面、新入社員一般に未熟さを感じる点として(1)自己中心的な考え方をするものが多い、(2)指示待ちの姿勢が目立つ、という指摘を受けている。

(2) 学位授与(卒業・修了認定)の適切性

本学では、「学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命」に掲げ、学部・学科ごとに、その人材の養成に関する目的を定めている。そして、その目的の達成のために体系的なカリキュラムを構築して、学生に明示している成績評価基準(秀・優・良・可・不可の5段階)に沿って成績評価を行っている。その厳格な成績評価の下で、卒業認定及び学位授与については、学則第46条に「4年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」と定めた通り実施している。また、同条に「卒業時の通算GPAが1.50未満の場合は、卒業認定試験を受け、卒業試験に合格しなければならない」と定めており、学力の質保証に努めている。

本学の学士課程では、いずれの学部も卒業論文の提出・審査合格を学位授与の条件とはしていない。従って、現状ではGPA等の成績評価に基づく卒業認定の可否のみが学位の質を保証するものであり、大学全体および学部・学科のディプロマポリシーを満たしているという以外、特に所属した学科の学問的専門性を背景にした知識・技術等については評価の客観性に欠けるきらいがある。これを是正するため、共通の指標を採用した、いわゆる大学ベンチマークに参加し、その結果を参照して評価の補正すること

が行われつつあるが、学部・学科の構成や学生数、大学のミッションなど様々な観点から本学と「対等」と考えられる大学は現実には少なく、誤った結果を導く可能性も否定できない。今後は、例えば学部・学科別のベンチマーク等を視野に入れ、学士のレベルの客観性を担保する努力も必要と思われる。

大学院においては、研究科・専攻ごとに人材養成に関する目的及び教育研究上の目的を定めており、その目的の実現のために必要な専門的かつ高度な知識を獲得し、大学院学則第 17 条において「修士課程の修了要件は、本大学院に 2 年以上在学し、所定の授業科目について必修、選択科目を合わせて 30 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする場合もある」とし、第 2 項において、「最終試験は、学位論文を中心として筆記または口頭により行う」と定めている。また、「修士論文は、当該専攻分野における精深なる学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有することを立証するに足りるものであることが必要で、2 年間広い視野のもとに専攻分野の研究を行った成果に相当するものでなければならない」と定め、一定水準の質が要求されている。博士課程では、大学院学則第 18 条において「大学院に 5 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする」と規定し、その論文の質は「その専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを立証するものでなくてはならない」と定めている。修士及び博士の学位論文及び最終試験の合格・不合格は、研究科委員会が選出した審査委員の報告に基づいて、研究科委員会の審議を経て大学院委員会の承認を得た上で、学長の承認を得ることとなっている。具体的なプロセスについては、大学院の欄を参照されたい。

以上の内容は、学部及び大学院学則において定められるとともに、学位規則においても手続き等を含め詳細に規定されており、学部学生（通信制学生）及び大学院生（通信制大学院生）には、あらかじめ学生便覧等において明示される。

2. 点検・評価

本学では、前述のとおり、主に学業成績（総修得単位数及び GPA : Grade Point Averages）と学生の振り返り調査（主観評価）の二通りで学習成果の評価を行っており、学修ポートフォリオや各種アンケート等による評価の方法・指標を開発している。また、明示された学位授与方針に基づき学位授与が適切に行われている。

なお、平成 28 年度に実施された大学評価において、努力課題として「総合福祉学研究科博士課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。」と提言されていたために、学位規則を改正して、「課程博士の学位論文は在学中に提出しなければならない」旨を明確にするなど、平成 29 年度に課程博士の取扱いの改善を図った。

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示

○ 求める学生像の明示

本学は学校法人梅檀学園が設置する大学で、学園の建学の精神「行学一如」を基にして、「自利・自他円満」を教育理念としている。

その実現のために各学部・学科・研究における3ポリシーの見直しを行ない、学科ごとの「求める学生像」「入学前に培うことを求める能力」を平成29年4月からホームページに公表した。

○ 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明記

修得しておくべき知識等の内容・水準に関しては、学部、学科ごとに「入学前に培うことを求める力」として詳細に定め、「東北福祉大学 入試ガイド」及び「東北福祉大学 Campus Guidebook With You」において広く公表している。

○ 障がいのある学生の受け入れ方針

障がいのある学生の受け入れについては、障がいの程度により必要とされる配慮が異なることや、目的・目標を達成できない場合があることから、学部の入学試験要項に所定の手続きを明記し、申し出に対し、個別相談により試験の実施方法などを決定している。

これまで、「障がいのある学生の受け入れ方針」については、明示していなかったが、平成29年に明文化してホームページにおいて公表した(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/handicapped.html>)。

(2) 学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集及び入学者選抜

募集・告知方法については、受け入れ方針に基づき、入学者選抜委員会において次年度の広報活動を計画・実施している。具体的な広報活動としては、受験雑誌、新聞広告、ホームページ、ダイレクトメール等の媒体を利用した間接広報、高校教員対象入試説明会、オープンキャンパス、大学来校説明会、各地入試説明会、高校訪問入試説明会、出張講義に精力的に参加している。

大学案内、入試ガイド、及び各種パンフレットを作成するとともに、ホームページや「受験生向けサイト WITH YOU+」に同等の内容を掲載することにより、公正かつ適正な学生募集に努めている。

さらに、インターネット出願に伴い、学部入学試験要項についてはホームページ上に公開し広く周知し広報に取り組んでいる。

学部の入学試験については、副学長を委員長とする入試選抜委員会を設置し、その計画及び実施方針の策定を行っている。入学試験の実施に当たっては、入学センター事務部長を長とし入学センター職員がその円滑な遂行に努めている。

学部の大学入試センター試験利用入試及び一般入試において、その透明性を確保するため、出願受け付け終了後と同時に募集人数に対する志願状況の情報を公開している。合格発表はホームページ上で発表している。

入学者選抜委員会については、アドミッション・ポリシーに基づき役職にある教員および学長が指名する者からなる選抜委員により、透明性をもって公平かつ厳格に審議している。

選抜方法については、全学部学科とも、アドミッション・ポリシーに基づき、AO入試、専門課程等推

薦入試、子弟等推薦入試、帰国生徒、社会人、外国人留学生入試、公募制推薦入試、センター試験利用入試、一般入試と、多様な入学試験方法で受験の機会を設けている。そのなかでも、社会福祉学科では、A0 入試 2 次試験において高齢者施設での 1 泊 2 日の体験実習を課し、健康科学部保健看護学科および医療経営管理学科では、同試験において状況設定問題ディスカッションを取り入れるなど学科のポリシーに沿った選抜方法を採用している。そして、入試選抜の透明性を担保するために、入試判定会議として、入試選抜委員会を開催して可否を判定している。

通信教育部では生涯学習機関としての理念から、入学選抜方法を書類選考とし、4 月入学および 10 月入学の年間 2 回の入学時期を設け、ほぼ全員が入学している。また、学生募集要項、およびホームページにて入学者選抜方法および事務手続の手順・方法を明確にしている。その他、不合格者への通知では、その理由を明記することにより透明性を確保している。

大学院では、東北福祉大学大学院入試試験要項において、学生募集の情報は全国に公開し、過去の出題も公表されている。通信制でもアドミッション・ポリシーと「通信制大学院学則」に則り、筆記試験（専門科目）、面接試験、出願書類（研究計画書等）から入学選抜を行っている。いずれの入学者選抜も、大学院委員会を組織し、入試に関する透明性と公平性を確保している。

（3）適切な定員を設定した学生の受け入れと、在籍学生数の収容定員に基づく適正な管理

学部全体の入学定員は、2015（平成 27）年に福祉行政学科および教育学科が設置され 1300 名となった。各学科の出願状況、定員に対する入学・在籍者に鑑みて、入学定員の見直しを行っている。2018（平成 30）年には、助産師課程を開設した保健看護学科に 10 名の定員増を行い、医療経営管理学科では 10 名の定員減を行った。全学の入学定員の変更はない。

2014（平成 26）年以降の入学者は 1,367（入学定員 1,100 名）、1,400 名（入学定員 1,300 名）、1,472 名（入学定員 1,300 名）、1,511 名（入学定員 1,300 名）と推移しており、入学定員に対する入学者数比率の 4 年間平均は 1.15 である。

また、2017（平成 29）5 月 1 日現在の収容定員 5,000 名（通学学部生）に対する在籍学生数 5,750 名で、在籍学生比率は 1.15 である。

【資料】入学者比率、在籍学生比率一覧

		入学者比率(倍)	在籍学生比率(倍)
総合福祉	社会福祉学科	1.05	1.18
	福祉心理学科	1.22	1.2
	福祉行政学科	1.16	1.16
マネジメント	産業福祉マネジメント学科	1.07	1.18
	情報福祉マネジメント学科	1.02	1.11
教育	教育学科	1.13	1.13
健康科	看護学科	1.13	1.11
	リハビリテーション学科	1.23	1.21
	医療経営学科	1.13	1.12
大学院 (修士)	社会福祉学専攻	-	0.43
	社会福祉学専攻(通信制)	-	1.1
	福祉心理学専攻	-	1.1
	福祉心理学専攻(通信制)	-	0.15
	教育学専攻	-	0.45
大学院 (博士)	社会福祉学専攻	-	1.14

 過剰
 … (入学者比率 1.2倍以上)
 (在籍学生比率 1.4倍以上)

 未充足
 … (入学者比率、在籍学生比率とも1.09倍以下)

※通信教育部総合福祉学部は、収容定員3,200名に対し、正科生2,856名、科目等履修生610名

各学部・学科・研究科の入学者比率、在籍学生比率は上記の資料の通り。過剰、未充足にあたる学部学科に関しては、今後の管理体制を検討、内部質保証システムのもと是正に努める。

(4) 学生募集及び入学者選抜の学生の受け入れ方針に基づいた公正かつ適切な実施と定期的検証

学生募集については、各種広報活動の内容や成果が入学者選抜委員会から IR センターや経営情報分析室に報告され、経営戦略会議において、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適正に実施されているかを確認している。

入学者選抜については、各入試終了後に、学科および専攻ごとに、学生の受け入れ方針に基づき公正かつ適正に実施されているかを検証し、その結果を学長に進達し、教授会で審議している。また、各入試結果を基に、学科および専攻ごとに各入試の定員、出願資格、試験問題、面接内容を再考し、それらを入学選抜委員会での審議を経て部長学科長会議または教授会に諮り、次年度の入学試験要項の改定に反映させている。通信教育部においては通信教育部委員会が、大学院では大学院委員会がその役割を担っている。

なお、定期的検証については、内部質保証システムで行なっている。

2. 点検・評価

本学では、学生の受け入れ方針を明示したうえで、それに基づいた公正かつ適切な学生募集および入学者選抜を実施するとともに、定期的な検証を行っている。一部、大学院研究科・専攻において定員が未充足であり、課題として認識している。現在、教育課程の見直しを進めており、平成 30 年度には確定させる予定である。

また、一部学部・学科で収容定員に対する在籍学生比率が 1.20 倍を超え、努力課題として、今後改善を図っていく。

第 6 章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生支援に関する方針を明確化

学生に対する修学支援、学生支援、進路支援に関する方針については、ホームページ [トップ>大学について>各種方針](#) https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html に公表している。

(2) 学生への修学支援の適切性

○ 留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性

毎年度学期始めに教務課のガイダンスを実施し、前年度に発表している単位修得成績状況を基に、履修指導を行っている。単位修得状況及び通算 GPA があまり芳しくなく進路変更する学生や留年する学生については、教務課や学修創造支援室、ゼミ担当教員等において本人及び保証人（保護者）を交えて面談し、履修指導や進路指導を適切に行っている。

ガイダンスでは、各年次平均 33 単位以上の卒業単位を取得するよう指導しているものの、各種の就職試験等に必要になる卒業見込証明書の発行要件、すなわち 3 年次修了時点で 90 単位に達していない者も

数十名は存在する。これらの学生の対応に関して、早期把握に努め、指導する学科もあるが、原則的にはゼミ担当教員と教務課との連携で、4年次のあいだに所定の卒業要件を満たすよう指導している。

留年者・卒業延期者に対しては、単位修得状況により、個別に十分な指導を行うとともに、国家試験等の受験や卒業後の進路を見据え、卒業までの履修計画をたてる履修指導を行っている。

転学部・転学科については、転科出願資格としては、2年次で転科する場合は、1年次修了で33単位以上の単位取得が条件、3年次で転科する場合は62単位以上の単位取得が条件である。修学状況や進路変更により所属学部・学科から転科等を希望する場合は、本人の負担が軽減できるよう出来るだけ早い学年で教務課及びゼミ担当教員等とも相談の上、また転部・転科後の履修計画も検討しながらアドバイス等の支援を行っている。

退学者・休学者については、進路変更や体調不良、経済的事情等により修学が困難となった場合には、学生からの申出によりゼミ担当教員・課外活動指導教職員・教務課が学生本人、場合によっては保証人（保護者）とも面談を行いながら事情等を聴取するとともに、修学について話し合いを行っている。結果、やむを得ないと判断される場合には、退学願を提出させて、教務部委員会の議を経て、教授会に報告され、学長が休学又は退学を承認している。休学又は退学に至る学生の場合、理由としては、授業の長期欠席、学業成績不振、進路変更等が多く見られることから、ゼミ担当教員、課外活動指導教員等、関係部署が連携を図り、早期に対応することにより、できる限り修学を継続できるよう適切に支援を行っている。なお、学内に各学科と事務局横断の組織「中退防止対策会議」を開設し、情報の共有化と大作の方向性を検討している。その成果の一つとして、リエゾンゼミ担当教員の役割やゼミ登録の配慮など、より一層の中退者・留年者防止のための方策を2018（平成30）年度から実施する予定である。

本学では年1.5%前後の退学学生がいるが、2014年度朝日新聞×河合塾 共同調査「ひらく 日本の大学」調査では、全国平均では8.1%、国立3%、公立4%、私立9.5%の数字が出ており、本学はこの数字より下回ってはいるものの、年々若干ではあるが上昇傾向がみられる。その数を少しでも減少させるべく、また学生の修学状況を早期把握するため、ゼミ担当教員、課外活動指導者教員等、学生生活支援センター、教務課と情報共有を図り連携しながら、退学・休学防止に向けた対応を行っている。

○ **補習・補充教育に関する支援体制とその支援**

補習教育に関する支援体制については、本学は実施していないが、学力の向上・質保証する上でも必要不可欠と思われる。特に福祉分野や医療福祉分野等における人材の育成、関連指定規則、国家試験等への対応を踏まえ、学習習慣の継続、基礎学力強化を図り、専門知識を身につける上での基礎となるため、平成28年度より「TFU リエゾンドリル」のリメディアル教育を導入している。これにより本学において必要かつ基礎的な知識が得られるよう、適切な支援を行う。

補充教育については、授業において休講した場合は必ず補講を教員に義務付けしており、学年暦上、2月・3月・8月を除き毎月原則土曜日を補講日に設定し、実施している。

○ **障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性**

障がいのある学生については、入学前から障がい学生支援室または特別支援教育研究室が本人及び保護者と面談し、障がいの状況並びに希望する支援についてインテークを行っている。インテーク結果に基づいて、支援方針を協議・樹立している。併せて障がいのある学生にとって学びやすい環境作りを進めている。授業における支援では、障がいの状況に応じて、ノートテイクボランティア（ノートテイカー）の配置や、担当教員に授業の進め方や教材についての配慮を依頼している。定期試験時では、補聴

器の持参使用、試験時間の延長、解答用紙の拡大、パソコンによる解答許可、座席指定、別室での受験などを実施している。

また、障がいのある学生への支援は、障がい学生支援を行う学生団体と協力し行っている。支援サポーター養成では、障がいに関する知識、支援方法についての講座、練習会などを学生団体と協同で開催している。そのうえでサポート技術を習得した学生サポーターを配置している。

○ 奨学金等の経済的支援措置の適切性

本学では経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し、独自の給付・貸与による奨学金制度及び学費等減免制度を制定している。その他の各種奨学金についても適時学生への案内を行っている。また、学費等減免制度により東日本大震災被災学生に対する授業料の減免措置も平成 23 年度から継続して実施している。

(3) 学生への生活支援の適切性

○ 心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

これまでは入学時・学修活動及び卒業時アンケート等により、学生の意識や実態・要望等を把握していたが、十分な学生意識が把握できないことから、平成 27 年度からは学生生活アンケートの実施を開始し、さらなる実態把握を行うこととした。同アンケート等の結果を基に学生及び教職員が現状・要望等を理解し、学生生活向上への方針を定めるうえで役立てる予定である。また日常の学生生活の不便や不満を解消するため、あらゆる機会を通じて学生生活に関する学生の要望や提案を収集し、可能な限りそれらに応じるようにしている。

学生の心身の健康保持に関しては、保健室とウェルネス支援室・学生相談室で担当し、また障害がある学生の生活支援に関しては障がい学生支援室で担当している。これらの部署は学生生活支援センターとして機能しており、必要に応じて情報を共有するとともに、状況によっては学科や他部署等とも情報の共有を図るなど、連携による効果的な学生生活支援を実施している。

保健室には看護師 2 名が常駐し、ケガや体調不良等の応急手当を行うとともに、健康診断の受診勧奨及び実施、さらにポスター掲示等による健康に関する啓発活動を行っている。学生健康診断は毎年通信教育部を除く学部生と大学院生・科目等履修生を対象に、一定期間に学内医療施設「予防福祉クリニック」で実施している。学部生の受診率は、平成 26 年度 91.3%、平成 27 年度 93.0%であり、ほとんどの学生が健康診断を受診している状況にある。健康診断結果は全学生に個別配付しながら保健指導を行い、検査項目に要所見がある学生には個別指導や医療機関受診等の指示を行っている。附属施設「せんだんホスピタル」では内科・精神科の一般診療を行っており必要時支援できる体制を整えている。又、学内衛生環境の整備については、必要に応じて安全衛生委員会の指示を仰ぎ業務を行っている。

精神的な悩みなどについては、ウェルネス支援室にカウンセラーが常駐し対応しており、相談の内容に応じて学生相談室でも曜日毎に専門のカウンセラーが対応している。カウンセリングによってカウンセラーが必要と判断、または本人が望んだ場合は、状況に応じて医療機関等を紹介している。また、学内の他部署や専門機関への紹介を行い、状況に応じた連携を図っている。ウェルネス支援室の相談件数のほとんどは生活に係る情緒問題であり、学生相談室は継続した心理相談である。ウェルネス支援室と学生相談室の年度毎の利用件数は増加傾向にある。

学生の課外活動については、人間力向上を目的として行われているが、学生の心身の健康づくりにも

深く寄与している。現在大学指定団体 8 団体、体育会 24 団体、文化会 37 団体、同好会 33 団体が大学公認団体として登録・活動し、参加する学生は延人数ながら、平成 27 年度 4、943 人 89.4%と活発な状況である。学生生活支援センターでは各団体の部長を務める教職員と連携して、学生の人間的成長に向けた指導を安全面に配慮しながら行うなど充実した支援を行っている。また、ボランティア活動や学生自主活動「地域活性化プロジェクト」の支援を行っている。

未成年者の飲酒・喫煙や違法薬物の禁止、SNSトラブル防止、事件・事故防止等については注意喚起・巡回指導等により学生指導を行い、学内秩序の維持による学生生活の安全確保を行っている。注意喚起等の啓発活動については、学生生活ハンドブック「CAMPUS」や全学年へのガイダンス指導、学内ポータルシステムによる掲示指導を行っている。

○ ハラスメント防止のための措置

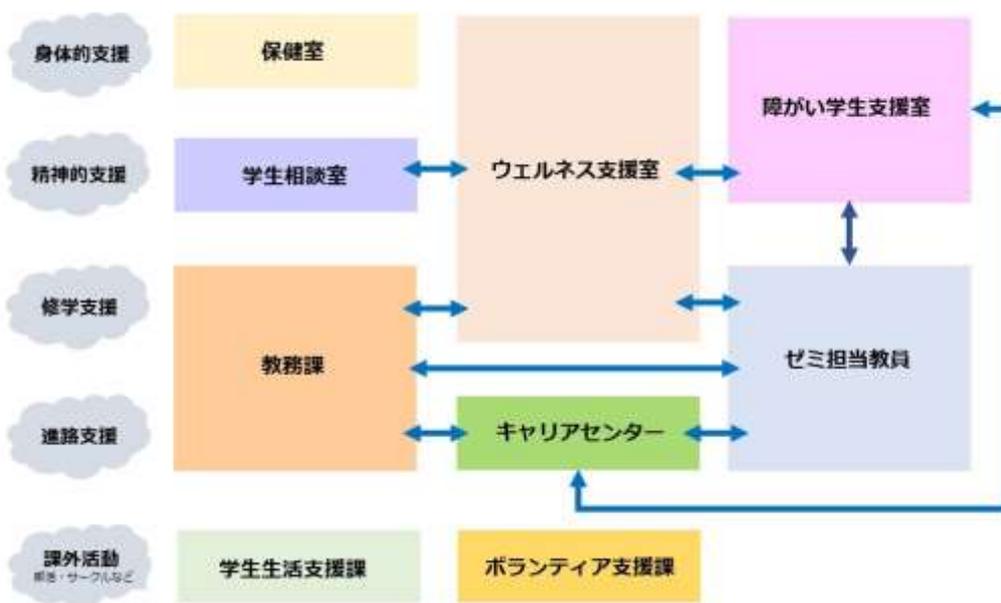
本学ではハラスメントの防止に向けて全学生配付PCにもインストールされている学生生活ハンドブック「CAMPUS」に「STOP!ハラスメント」のページを設けるとともに、ポスター掲示やガイダンス時に説明をするなどハラスメント防止啓発に努めている。なお、本学ではハラスメントに関する相談受付窓口を保健室としており、ハラスメント相談員を配置するなどし、相談しやすい環境づくりを行っている。

また、『就業規則』第 19 条第 1 項「教職員は、他の教職員、学生、関係者等に対し、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを行ってはならない。」に基づき、『ハラスメント防止等に関する規程』を制定している。くわえて、ハラスメントの防止及び排除に関する教職員等の意識の啓発、ハラスメント事案の調査、ハラスメントに関する問題の事実関係の認定、解決及び勧告等を担う「ハラスメント防止委員会」を設置している。

ハラスメントのない安心で快適なキャンパスに向けて「ハラスメント」をFD・SDのテーマとして取り上げて実施しており、今後も定期的を開催するなどし、ハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応できる環境づくりをさらに進めていく。

【図解例】学生支援体制

学生への支援



（４）学生の進路支援の適切性

○ キャリア支援に関する組織体制の整備

既述したように、本学の教育理念である「行学一如」に基づき、キャリアセンターの学生支援・進路支援は、自己のキャリア意識を醸成するキャリア教育から、実社会を知る・経験することができる就職支援までを系統的に学び・実践できるようプログラムが構築されている。

その基本的な組織体制としては、キャリアセンターが業務運営を担い、大学が設置する「キャリアセンター委員会」を審議組織として、同委員会の定期開催により、業務運営の適正化を図っている。また、キャリアセンターを中心に就職支援を全学的な取り組みとして推進するために、学科担当教員から組織される「キャリアセンター学科別担当教員の定期会議」を開催し、学科の専門職養成の状況ならびにその動向を踏まえた就職情報等の共有化を図り、多様な学生の進路選択に資する情報収集を図る体制を構築している。

さらに、キャリア教育と就職支援を軸にした学びと実践が有機的に学生にとって将来のキャリアに結びつくよう、早い段階から「インターシップ教育」との連携を強化している。また、流動化する福祉・教員養成に関する専門職課程を実態的に把握するために「福祉実習支援室」及び「教職課程支援室」等との連携体制を構築しているほか、「障がい学生支援室」等と連携し、「インターンシップ教育・就職活動」において障がいをもつ学生に対する積極的な支援を行っている。また、「公務員受験対策室」・「リカレント室」を併設している。公務員受験対策室では、教員が学内講座として公務員受験対策講座を実施し、公務員試験合格を目標に福祉の専門知識をベースにして経済系や法律系の幅広い専門知識を身に付け、社会に貢献できる、基礎学力の向上に努めている。リカレント室においては、卒業後就職先を探している卒業生のために、登録制による継続的な就職活動の支援、求人情報の閲覧、個人相談、面接指導等を受けられる支援を行っている。

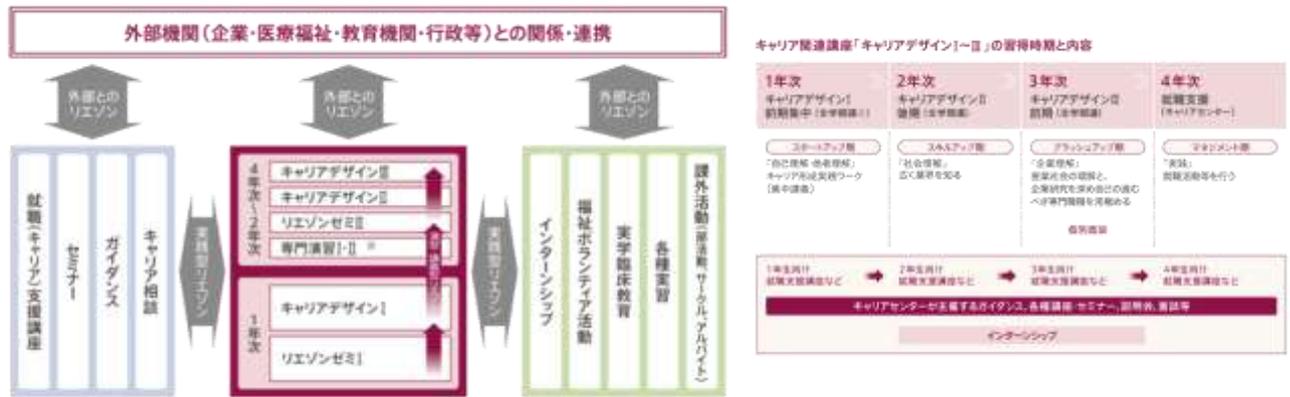
なお、キャリアセンターの基幹的業務としては、「企業情報の収集・求人票の管理」、「学生の進路希望登録の管理」、「学生の就職活動支援（個別進路相談、講座・ガイダンスの開催、セミナー・適性試験・内定者報告会の開催等）」、さらに「合同企業業界セミナー」および「保護者の会」開催の実施等をキャリアセンターの年間行事に位置づけ実施している。

○進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

① キャリア形成（キャリア教育）

インターンシップⅠ・Ⅱ、キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ等の科目を正課科目として配置している。インターンシップでは、事前・事後教育にも力をいれ、インターンシップでの経験を、多様なキャリア観の涵養と実社会に通じる汎用的スキルとして統合的に学習できるようなプログラム構成になっている。また、キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲでは、入学時をキャリアのスタートアップ期として位置づけ、2年時では「スキルアップ期」、3年時では「ブラッシュアップ期」、4年時では「マネジメント期」として段階的なキャリア学習の課題を設定し、キャリアデザインⅠでは「自己を知る（コミュニケーション演習）」、キャリアデザインⅡでは、「社会を知る（ビジネス講座と問題解決型演習）」、キャリアデザインⅢでは「就職活動への準備（グループディスカッション中心の演習）」を系統的に学べるカリキュラムの構成となっている。

【図解】 キャリア教育の概要 ※本学HPより



②就職活動支援

キャリアセンターでは、事業所の情報収集と求人情報の登録について、東北6県・首都圏を中心に、学生の就職希望を踏まえた定期的な事業所等の求人情報の収集を実施し効果的なマッチングに向けた就職情報の収集・管理を実施している。また、受け付けた求人票の管理についてはICTを用いておこない、学生への求人情報の発信に、ポータルサイトであるユニバーサル・パスポートを活用することで、より簡易な求人情報へのアクセスを可能にしている。また、ポータルサイト上での就職相談の内容については、キャリアセンター内で共有できる仕組みを設けており、学生の進路情報の共有化を通して効果的な就職支援の仕組みを整備している。

また、学生への就職支援については、就職活動の開始前に3年生全員を対象として進路登録票の提出と個別の進路相談を実施している。この学生の個別情報がデータベースとなり、その後本格化する就職活動を支援していくことになる。また、学生の内定状況の把握と個別のフォローアップを目的とした内定状況調査（通称：ゼミ調査）を複数回にわたりゼミを介して実施している。そのような取り組みを仕組化することで、ゼミ単位で個別的なフォロー機会を創出し、学生の就職活動を継続的に支援する取り組みとしている。キャリアセンターが開催する通年的な就職対策講座としては、本学の多様な学科構成への対応として、企業・福祉・医療・公務員・教員など、それぞれの分野別進路に合わせた実践型講座を企画しており、「自己分析・業界・職種研究」、「履歴書・エントリーシート作成指導」、「模擬面接」、「就職ダイアリーの作成・配布」、「筆記試験対策」、「マナー講座」等を年間行事の中で実施している。

③その他のキャリアセンターの就職支援の取り組み

本学キャリアセンターでは、学生・事業所のよりよいマッチング機会の創出を目的にして本学主催の合同企業業界セミナーを実施している。毎年120社程度の事業所を招き説明会を実施している。また、キャリアセンター内にセミナー室を設置し、学生の多様な進路希望に対応する分野別（福祉施設・医療施設・企業・官公庁等）の学内単独説明会を開催している。そのような取り組みを通して、求人情報に対する学生のアクセスをサポートするとともに、学生・企業双方が効果的なマッチングが図れるよう環境上の工夫をしている。また、平成30年2月には企業等の人事担当者、本学教職員、学生からなる「キャリア懇談会」を開催し、事業所との連携とともに参加学生のキャリア意識の向上に努めた。

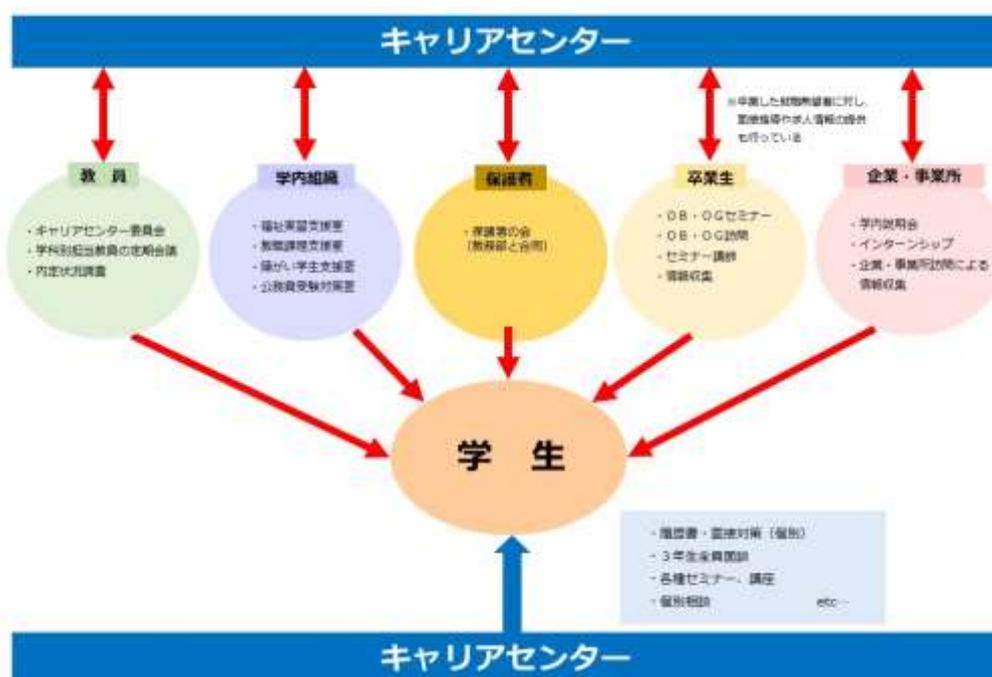
「内定者報告会」、「OB・OGセミナー」を分野別に開催している。就職活動について、身近な先輩学生とディスカッション形式で学ぶことで、話を一方的に聴くだけではない機会をつくり、多様な就職情報

へのアクセスを提供するとともに、実社会で既に活躍しているOB・OGから業界・企業の話聴く機会を設けている。

さらに、就職活動の学生において保護者を重要なステークホルダーとして位置づけている観点から、昨今の就職活動の流動化・複雑化の様相を説明する機会を設け、学生・保護者にとって納得できる就職選択が可能になるような取り組みを実施している。具体的には、保護者にとっての関心事項の中心となる教学情報と就職情報を一体的に情報提供・相談できるように、教務部とキャリアセンターが合同で東北6県・北関東を中心とする地域別会場で「保護者の会」を開催している。

最後に、卒後支援としては、「ICTを活用したリカレント・システム」を構築し、在学生のみならず卒業生への就職支援まで総合的なキャリア支援を展開できる組織体制を整備推進している。

【図解】キャリアセンターの取り組み、ステークホルダー等との関連



2. 点検・評価

本学では、教育理念を実現するために、学生の修学、生活、進路について方針を定め、組織的な支援体制を構築し機能している。このような体制整備により、適切かつきめ細かな支援を実施している。

<修学支援関係>

○留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性

留年生及び休・退学者数を低水準に維持するため、学生、保証人(保護者)、教員、学生相談室等がより密接な連携を図り、情報の共有化に努めながら支援を継続している。平成29年度より、GPA1.50未満の4年生に対する「卒業認定試験」が適用されたことから、3年終了時点におけるGPAを集計し、現段階での該当学生およびその人数を抽出した。その結果を部長学科長会議において共有し、今後の学修支援の参考とした。

○補習・補充教育に関する支援体制とその実施

補習・補充教育に関しては、学則第1条に掲げている目的・使命を達成するための学力・学士力向上、

人材育成のための質の高い教育実践方法、支援体制の構築を継続的に検討してきた。特に補充教育については、授業を欠席した学生に対して EduTrack を活用しつつ、「授業をビデオ撮影し、ネットや別ブースを設けて欠席した授業を見られるようにする」などの方式を一部導入している。

また、入学前教育から引き続き初年次教育の一環として、ドリル方式の「TFU リエゾンドリル」を導入して、基礎学力の定着化を図っている。これらの方式を在校生へ普及させることが今後の課題となる。

<学生支援関係>

○学生健康診断の受診率向上

平成 28 年度の学生健康診断受診率を向上させる目標を立て、①健診の体制として運動部の団体受診と一般学生を分けての効率的な実施、②実施医療機関の協力を得て予約時間枠を増枠することによる予約時の利便性の向上、③健診の受診案内は学内掲示と学内ポータルシステムにて全学生対象に行い、運動部主務会や入学・進級ガイダンス等の機会をとらえて広報活動を実施 等の対策を講じたが、総数では 105 名増となったものの、受診率は 92.1% (全学生総数 5704 名中 5251 名受診) で前年度 (90.7%) を上回った。来年度 (平成 30 年度) も、継続して、学生自身の健康管理についての関心の低下や、健診の重要性・必要性の認識不足に対し、啓発・広報活動の更なる内容の充実と一層の周知活動を行う。

○ウェルネス支援室・学生相談室利用学生の適切部署への早期振分

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の期間において、ウェルネス支援室・学生相談室において、昨年度と比較すると延べの相談件数の増加がみられたが、その背景には新規相談が増えたことが挙げられる。多様な問題を抱えた利用学生を早期に適切な部署・機関に振り分け、より必要な支援につなぐ方策を模索中である。

<進路支援関係>

○就職支援・キャリア教育

これまでの課題を踏まえて、早い段階にてキャリア教育、インターンシップ等の充実を図るために平成 30 年度より 1 年次からインターンシップの導入、適職適性性格検査の実施を通じて、進路選択に役立てる。さらに次年度からのキャリア支援講座の単位化を活用しながら、キャリア支援の充実を図るとともに講座等の参加率を上げていく。また、キャリアセンターと各学科との連携強化がより一層必要であり、各学科との協力体制の構築が必要である。

さらに、学生と事業所とのマッチング強化を図り、きめ細かな情報収集や学内説明会へ優良企業を誘致し、今年度から実施したキャリア懇談会の充実を図る。

第 7 章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針の明確化

教育研究等環境の整備に関する方針は、ホームページ [トップ > 大学について > 各種方針](https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html) https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html で公表している。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備の整備

1) 校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に

適切に努めている。

運動場については、国見キャンパスにトレーニング室を備えた大規模体育室（アリーナ）が所在する他、H-3 館（多目的体育館）は主に卓球場として活用している。北山キャンパスにはソフトボール場（多目的広場）、国見ヶ丘第1キャンパスには武道館（柔道場・剣道場・合気道場・少林寺拳法場）、全天候型屋内体育館・ゴルフ練習場、第2キャンパスには陸上競技場・サッカー場・野球場・テニスコート・弓道場からなる総合運動場が所在する。

大学の校舎に専用の施設(学長室、会議室、事務室、研究室、教室(講義室、演習室、実験実習室)、図書館、保健室、学生自習室、学生控室、体育館、印刷教材等の保管および発送のための施設)を法令に従い適切に備えている。

校地面積は 336,033.1 m²であり、大学設置基準上の基準に基づく本学の必要校地面積 49,750.71 m²を満たしており、校地面積を適切に確保している。

校舎面積は 76,239.51 m²であり、大学設置基準上の基準に基づく本学の必要校舎面積 24,557.90 m²を満たしており、校舎面積を適切に確保している。

① 教育・研究・社会貢献活動を推進するための十分な広さの校地・校舎の整備

平成 29 年度は、国見キャンパス 2 号館 1 階学習ホール及びマルチメディア教室を改修し、アクティブ・ラーニングが行える学修環境の整備を推進した。マルチメディア教室については 2 教室のうちの 1 教室をタブレット教室として使用できるようにした。この際、グループディスカッションやディベート、グループワークが容易となるようにプロジェクター、スクリーン及び移動式の机・椅子を整備した。

② 学生・教職員が快適に過ごせる適切な施設・設備の整備

平成 29 年度は、2 号館の冷温水発生機を高効率型に変更するとともに、福聚殿 1 階の一部、H-one ホール及び構内外灯の照明を LED に交換した。また、省エネルギー化を図るため、1 号館 6 階大教室に空気を循環させて教室の室温を均一にするサーキュレーターを整備した。また、音楽堂地下 1 階に多目的トイレ・パウダールームを整備するとともに、3 号館喫煙室の分煙器の更新、分煙シートの設置により、学生が学内でより快適に過ごせるようにした。

③ バリアフリーに対応した安全で適切な施設・設備の整備

学生を含む学内外の障がい者を有する方に安全で快適な環境を提供するため、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化を推進している。平成 28 年度に実施した 3 号館の「ひろびろトイレ」、オストメイト設備トイレの増設については「広くて使いやすい」「健常者と混交せず使いやすい」という学生からの感想を学生生活支援課・障がい学生支援室から把握しており、障がい者用トイレの利便性が向上したことを確認した。また、学生の要望に応じてウォッシュレットトイレ及び暖房便座を整備している。

④ 学生が自習時間以外にも個人学習やグループ学習ができる空間・環境の整備

平成 29 年度は、2 号館 1 階の学習ホールを改修して学習環境を整えるとともに、H-one 館 1 階の楽器収蔵庫を改修して楽器を収納するための十分な面積を確保し、課外活動の環境を整備した。

⑤ 学生の感性教育のための環境の整備

平成 29 年度は、国見キャンパス・ステーションキャンパス・東口キャンパスのオリーブの木を引き続き大切に育てるとともに、構内の花壇とプランターの花の春・秋の植え替え、ミニトマトの栽培を実施した。

⑥ 教員が十分な研究活動を行える研究室等の確保

年度当初の教職員の異動時期に連携し教員の希望を反映した研究室等の移動を実施して、教員が十分な研究活動を行える研究室等の確保に努めた。この際、書架について耐震補強を行うとともに、机・テーブル・椅子・キャビネット等の遊休品の活用を図った。

⑦ 校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

校地・校舎・施設・設備の維持・管理は、管財部管財課が事務分掌規程に基づき管理規程を遵守して実務の中心となり管理を行っている。施設・設備等を維持するため、修理・修繕をする場合は、所定の手続きを経て実施している。施設・設備等を維持管理するためには、日常の巡視・点検をきめ細かく行うことが重要であり、点検項目や点検内容、さらには点検時期などを細部にわたって取り決め、それにそって巡視・点検を行い、特に安全上の見落としがないように徹底している。

防災面の安全の確保面においては、安全を確保するための防火・防災体制の整備として、規程に基づき災害対策本部を確立するとともに、学生や教職員の防災に対する意識の高揚を図り安全の確保に努めている。学生の防災意識高揚の一環として、リエゾンゼミにおける体験型防災訓練を実施している。防災・防犯については、守衛による24時間の警備体制により災害・犯罪の兆候の早期発見、迅速な対処、犯罪の未然防止に努めるとともに、防災と防犯に関わる各種施設と各種器材の整備と更新を計画的に実施している。平成29年度は、全学習ホールに防犯カメラを新設して防犯、災害対策対応の充実を図った。

校地・校舎・施設・設備の衛生の確保については、法令に基づき水質検査及び照度検査等諸検査を実施するとともに、日常の巡視・点検をきめ細かく実施している。委託食堂には食品衛生管理者を配置し、「衛生管理・運営の基準」を遵守して、適切な運営を実施している。

(3) 図書館、学術情報サービスの十分な機能

図書館では、本学の教育・研究、学習に必要な図書及びその他資料を収集、管理し、その利用に供するとともに地域の知の拠点として地域社会に貢献することを目的として図書、学術雑誌、視聴覚資料、電子資料等を体系的に収集し、学習、教育・研究活動支援を行うよう学術環境の機能を整備している。

○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

図書館は、図書館規程第3条の目的に定めるように、教育及び研究に必要な資料を収集、整理、保管して、本学の教職員、学生及び一般の利用に供している。この図書館資料は、図書館資料収集規程に基づき、図書館資料選定委員会を定期的に開催し選定している。また、学生リクエスト、研究用図書、リザーブブック等の図書購入申込みを「東北福祉大学図書館 OPAC」の利用者サービス機能を使い行うことができるように整備することにより、体系的・網羅的に蔵書を収集するよう努めている。

また、東日本大震災関係資料の収集にも努め、特設コーナーを設置して利用に供している。

○図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備等の利用環境

図書館は、地上3階建（一部4階）で各階に閲覧室（602席）を有するほか、ブラウジングルーム、パソコンコーナー、AVブースコーナー、ラーニング commons の機能を備える集団学習室などを併設している。また、国見ヶ丘第1キャンパスにリハビリテーション学科及び大学院向けのサービスを提供するため分室を設置している。分室には閲覧室（51席）、パソコンコーナー、AVブースコーナーを設置している。

職員は、館長以下13名（内有司書資格者9名）、パート職員2名（内有司書資格者1名）、学部学生・

大学院生のサポーターで構成している。

開館時間は、本館が平日 9:00～20:00、土日祝日 10:30～18:30 で平成 26 年度の開館日数は 328 日、分室はリハビリテーション学科、大学院と協議し、平日 11:00～19:00、土日祝日休室とし、開室日数は 225 日である。平成 27 年度から更なるサービス向上を目的として学部学生の貸出冊数を 5 冊から 10 冊に、大学院生は 15 冊から 30 冊に改訂し、学外での長期実習中の特別貸出も開始した。

学部学生は全員パソコンの貸与を受けており、図書館をはじめ学内のほとんどの場所から無線 LAN に接続し情報検索を行える環境を整備している。図書館では情報検索用パソコン 12 台、OPAC 検食用パソコン 6 台、プリンター 3 台（用紙持参で無料）を設置している。また、平成 26 年度から論文検索ガイダンスを学部学生希望者対象に実施している。

○国内外の教育研究機関との学術相互提供システムの整備

国立情報学研究所の提供する CiNii を機関定額制での契約や単位互換ネットワークに参加する大学・短大および宮城県図書館の蔵書目録を同時に検索することができる「学都仙台 OPAC」に参加している。さらに、国立情報学研究所の NACSIS-CAT/ILL による相互協力により、目録情報の共有化、図書・雑誌文献の相互貸借サービスにより資源の有効化を図り、学術機関リポジトリポータル JAIRO に参加しその構築と連携に努め、国内外への学内学術情報の提供に努めている。

また、私立大学図書館協会、東北地区大学図書館協議会等に加盟し最新の大学図書館情報を加盟館と共有している。東北地区大学図書館協議会で協定を結び、学生証での入館を可能にしている。

（４）教育研究等を支援する環境や条件の適切な整備

1) 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

①教室等の整備

本学では、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた教室等を次のように設置している。講義室 78 室、演習室 37 室、実験実習室 40 室、情報処理室 6 室、語学学習施設 5 室、そして体育館、ゴルフ練習場 1 面、野球場 2 面、テニスコート 3 面、弓道場 1 面などを整備している。

②学修の支援室とラーニング commons の整備

本学では、学修創造支援室と語学・異文化学習支援室を設置している。

また、語学・異文化学習支援室がラーニング commons として作られているほか、ラーニング commons の機能を備える集団学習室及びグループ学習ができる学習ホールや学習スペースを学内に整備している。

③情報基盤及び各種システムの整備

本学ではさまざまな教育・研究活動を通じて、あたま(知)とこころ(心)とからだ(体)の三つのバランスがよく取れた、21 世紀を支える人づくりに取り組んでいる。この取り組みの中で ICT 教育にも力を入れており、平成 17 年度より全学部生を対象にノート型 PC を貸与し、講義やゼミ、自宅学習や学務など様々な場面で利活用できるよう整備している。

ネットワークをはじめとする情報基盤や各種システムについても教育・研究ニーズに合わせ積極的に整備を進めている。

本整備については総務部情報センターが担当しており、各種システムの企画・管理・運営に加え、学生・教職員の PC 関係のトラブル対応も当センターで実施しているため、安心して ICT を利用できる環境を整備している。

○全学部生を対象としたノート型 PC の貸与

平成 17 年度より全学生を対象にノート型 PC を無償貸与している。平成 27 年度は Apple 社製 Macbook Air を貸与した。OS については MacOS、Windows のデュアルブート構成、両 OS には Office やウイルス対策ソフトをインストールしており、幅広い教育ニーズに対応できるよう整備している。

○学内無線 LAN

講義内での ICT 利活用推進のため、ほぼ全ての教室・演習室・自習室において学生・教職員が利用できる学内無線 LAN を整備している。

○学内共通 ID、パスワード

学内各種サービスを利用するために必要な学内共通 ID・パスワードを各個人に対し付与している。

○学内ポータルシステム

学内における各種事務連絡、Web 履修登録や講義資料・課題管理など教育面での機能や、就職支援、ポートフォリオ、授業評価アンケートなど様々な機能を Web ブラウザ上から利用できるポータルシステムを整備している。

○グループウェア

学生、教職員がメールやカレンダー、ファイルストレージなどの機能を利用できるグループウェアを整備している。

○各種ソフトウェアライセンス (Windows、Office、SPSS、ウイルス対策)

教育・研究目的で全学生・教職員が利用できる各種ソフトウェアライセンスを整備している。

○専門教室 (2001 館、CALL 教室など)

特殊なアプリケーションを用いて実施される教育 (プログラミング、グラフィックデザインなどの情報系処理実習、外国語、心理学など) のため、専用の教室 (2001 館、情報処理室、CALL 教室) を整備している。

○その他

各教室には PC やタブレット等の画面が投影できるディスプレイやプロジェクターを整備している。

④バリアフリーの推進

学生を含む学内外の障がい者を有する方に、安全で快適な環境を提供するため、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化を推進している。

平成 18 年度より設置された障がい学生支援室と連携し、ハード面はもとよりソフト面においても積極的にバリアフリー化に取り組んでいる。障がいのある学生の授業受講においては、ボランティア学生と連携した聴覚障がい学生への文字通訳 (ノートテイク) 支援や、肢体不自由や視覚障がい学生への移動支援などの環境が整備された。また、東日本大震災を経験し、障がいのある方の災害等発生時の支援態勢について検討を行っている。今後も東日本大震災被災地にある福祉系大学の使命として、更なる充実を図っていく必要がある。

本学の各キャンパスは丘陵地に存在している。特に中心校地である国見キャンパスは、正門から講義棟までが坂道で、下肢に障がい者を有する学生の中には自力で上ることが困難であるなど、地形そのものが大きな問題を抱えている。現在は既述のとおり、単独で講義棟まで来ることが難しい学生には、学生ボランティアを派遣し移動をサポートしている。また、授業開講が多い講義棟にはエレベーターが、段差のある箇所にはスロープが設置され、下肢に障がい者を有する学生の学内の単独移動がほぼ可能となっている。

また、弱視など視覚に障がいをもつ学生に配慮して、各教室入り口やエレベーター内、階段手すりなどに点字標記を行っている。

更に、図書館の閲覧室には、車椅子利用者対応の昇降式デスク、弱視者対応の拡大読書器なども配備している。

2) ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備

教育支援体制として、ティーチング・アシスタントは、「ティーチング・アシスタント等採用内規」によって制度化している。本制度は、教育効果を高める目的で、本学学生に教育・調査・研究等の補助的実務を担当させるものである。実務内容によって①リサーチ・アシスタント (RA)、②ティーチング・アシスタント (TA)、Non-TA/RA・アシスタント (UGA) に区分される。前2つは大学院生および大学院研究生に限り、後者は学部学生等となっている。これらの者は、本学諸部署の長やその他学長が特に認める者が、時間管理をも含め指導監督の責任を持つ。TAは、実習等の教育の補助に当たるほか、UGAの統括や指導の任にも当たっている。

たとえば、主として通学課程の大学院生が心理学実験・研究法のスクーリングで、TAとして実験機材の使用指導、実験レポートの書き方指導、統計ソフト使用時のパソコン操作補助を行っている。また、カウンセリング系のスクーリングにおいて、小グループに分かれてワークを行う際のファシリテーター（ワークを円滑に進めるための進行役）としてサポートを行っている。これらの効果測定は、学生へのアンケートによって測っている。具体的に学生からは、「心理学研究や実験は難しいものだと考えていたが、先生やアシスタントがサポートしてくれて、何とか取り組むことができた」などの感想が多く寄せられている。TAが入る科目は実験など初学者が不安を感じる科目が多いものの、スクーリング・アンケート結果によるスクーリング満足度は平均3.26点（満点4.0）となっている。

3) 教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保

本学では、個人研究費22万円（年）、図書購入費10万円（年）、学会出張など旅費10万円（年）を教員に保証している。その他、特別研究助成制度（40万円、50万円、200万円のいずれかの助成額申請が可能）を設けている。

全教員に研究室（約22㎡）を配置している。研究室には、教育準備や研究に必要な備品（書架、机、椅子など）を配置している。全ての教員（専任講師以上）の責任担当授業時間数は12時間（6コマ、ただし外国語およびスポーツ担当は14時間、7コマ）と画一化しており、大学院教員については、学部における担当科目数を配慮している。なお、研究専念時間の確保として、月曜日から金曜日のなかの1日を研究日として各教員に配当している。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学では、平成11年4月1日に開設した感性福祉研究所における、人を対象とした研究およびその実践を倫理的、福祉的観点から審議する「研究倫理委員会規程」を制定した。また、平成16年4月1日に、本学及び感性福祉研究所で研究にあたるすべての研究者に倫理原則を周知徹底させるため、「研究倫理原則」を定めた。研究のみならず、あらゆる分野での不正を排除するため、平成18年12月1日に、「監査委員会規程」を定めた。不正行為の早期発見・早期是正のためには、情報提供が不可欠と考え、同年に、「公益通報者保護規程」も制定した。

知的財産権の高まりとともに、「東北福祉大学知的財産に関する基本理念」を宣言し、研究成果の公開

原則を決定した。また、「東北福祉大学利益相反ポリシー」を定め、利益相反を防止するための体制作りを定め、研究機関の透明性、公益性を確保することとした。平成22年9月1日に、「東北福祉大学職務発明規程」を制定し、特許権を中心とした知的財産権の帰属を明確化した。あわせて、その際の「実施補償金の取扱細則」も定め、適正処理に努めた。平成23年4月1日には、「東北福祉大学産学官連携ポリシー」で産学官連携の透明性を確保し、同時に、「東北福祉大学著作権取扱規程」を制定し、三者間における著作権の帰属関係を明確にした。翌平成24年4月1日には、「東北福祉大学共同研究取扱規程」で、研究費の取扱いを明確にし、同時に、「東北福祉大学受託研究取扱規程」も制定した。

平成26年の文部科学省ガイドラインを受け、本学も早期に学内での検討作業に入った。平成27年4月1日に、「東北福祉大学研究活動不正行為の防止等に関する規程」を制定・施行した。従来の研究不正の防止に関する取組は、研究者自身への規律を強め自律を求めるものが中心であった。今回は、それに加え、大学が制度として研究不正の防止に取り組む方針を採用した。また、学長のリーダーシップで、早急に是正措置がとれるよう配慮した。

「東北福祉大学研究活動不正行為の防止等に関する規程」では、本学の研究活動の不正行為防止についての最高管理責任者を学長とし、研究活動に関する行動指針ならびに不正行為にかかる情報を受けたときの対応方針を策定することを責務としている。学長を補佐する実質的責任者として、副学長を統括管理責任者とした。統括管理責任者は、研究倫理教育の実施計画の策定が最大の職務となる。また、その指針を受けて、現実に研究倫理教育を実施するのが、研究倫理教育責任者であり、原則として、学部長ならびに大学院研究科長がこれに当たることになる。

研究倫理意識の醸成に向けて、平成27年度には、FDテーマとして「研究倫理（含SNS）」を取り上げるとともに、CITI Japan プロジェクトの研究倫理教育プログラム（eラーニング）を用いるなどの取組を実施している。

2. 点検・評価

本学の学修や教育研究等のための整備については、適切に行っており、校地・校舎および施設・設備についても適切に整備している。また、図書館サービスを含む教育研究環境は十分に配慮するとともに、全教職員が研究倫理を遵守するための体制を構築している。このように学生の学修並びに教員による教育研究活動が行えるような支援体制をとっている。

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 方針の明確化

社会連携・社会貢献の方針については、以下のように定めて明確にしている。

① 地域社会・国際社会への協力方針

本学ホームページ [トップ](#) > 大学について > 東北福祉大学の挑戦—地域共創に向けて—において、本学の社会貢献の方針、歩み等を明確にして公開している。さらに、規程集に「社会貢献・地域連携ポリシー」を掲載している。

② 産学官連携の方針

規程集に「東北福祉大学産学官連携ポリシー」として定め明確にしている。

（２）教育研究の成果の社会還元

教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動については、以下のとおりである。

○附属病院せんだんホスピタル

せんだんホスピタルは、地域社会に対する良質な医療の提供、福祉系大学としての充実した教育・研究の実施、及び学生の臨床実習による良質な医療人の育成を目指し平成 20 年 6 月に開院した。主な診療機能として、病床数は 144 床、診療科は精神科、児童精神科、神経小児科、内科の四科を標榜し、特診外来として児童思春期外来を設け東北地方では初となる児童思春期専門の子供専門病棟を有している。さらに、包括型地域生活支援部門を備え、専門医や精神保健福祉士、作業療法士、看護師がチームを組み、積極的に在宅訪問する包括的サービスを 365 日、24 時間体制で提供している。平成 21 年度から入院中の中学生に対する教育の場として病弱・身体虚弱特別支援学級としての「院内学級」を開設して教育上の利便性を担っている。

平成 28 年 8 月 1 日に国が定める認知症疾患医療センターとして指定を受けセンターを開設し順調に診療を行なっている。

○本学の関連福祉施設

本学は建学の精神に「行学一如」（学業も実践も本は一つ）を掲げ、実践の場として関連福祉施設を有し地域社会の人々に福祉サービスを提供している。福祉サービスとして全国的に行われている《認知症の利用者を対象とする少人数生活空間「ユニットケア」》、《ユニットケアを地域の中に取り込む「逆デイケア」》、《施設ケアを地域密着型にするため、施設の近隣にサテライトを置き、在宅ケアの充実を図る「地域密着小規模・多機能サービス」》は、本学の関連福祉施設が先行して実践してきたモデル事業を参考としている。

以下、社会貢献・地域連携センターの各室等の社会へのサービス活動を述べる。

○社会貢献・地域連携センター生涯学習支援室

本室は、公開講座をはじめとする「開かれた大学」の推進を通して、本学の教育・研究の成果を広く社会に開放し、生涯学習に対する社会の要請や職業人の再教育など社会の期待に応えることを目的として平成 5 年に設置された。①市民開放講座、②履修証明社会人コース（職業人の再教育講座）、③社会人聴講生の受入を行っている。平成 29 年度は、「古文書の解読法」—51 人、みやぎ県民大学開放講座「環境問題-人類に何ができるか」—51 人、「白沢カルデラの生い立ちと自然」—60 人、伊達政宗生誕 450 年記念歴史講座 12 回シリーズの「国づくりにかけた政宗の夢」—156 人、「米沢時代の政宗」—203 人、「岩出山時代の政宗」—207 人、ほか合せて 16 講座に延べ 799 人が受講した。社会人聴講生に開放した科目数は延べ 36 科目であり、社会人聴講生の入学者数は、26 名であった。履修証明社会人コースについては、異文化コミュニケーションコースに 2 名入学した。さらに、市町村や社会教育施設などからの要望により、地域の主催事業に講師を派遣した。

○社会貢献・地域連携センター地域共創推進室

大学の周辺自治会と大学とが地域が抱えるさまざまな課題と情報を共有し、課題解決を図るため平成 22 年に開設された。平成 29 年度は、個人支援（町内会）5 件、団体支援（町内会）25 件、その他の支援（その他地域）2 件、見守り支援活動 6 町内会を例年通り実施した。3 者による地域共創推進連絡協議会も年 3 回開催し、意見交換、活動報告等も行った

また、大学周辺自治会にとどまらず、七ヶ宿町活性化支援、名取市の震災復興プロジェクト「ナタネ

による東北復興プロジェクト」の支援等を行なった。

○社会貢献・地域連携センター予防福祉健康増進推進室

本室では、「自分に合った健康をデザインする」をテーマに、平成16年開設以来、さまざまな健康増進プログラムを通して“地域の皆さんの元気づくり”を支援している。平成29年度の実績は以下のとおりである。

- ① 人材育成講座の開催に関しては、人材育成講座（メディカルフィットネス講座、臨床美術講座、社会参加支援）がそれぞれ6講座（129名）、2講座（90名）、1講座（20名）開催した。
- ② 地域住民の健康増進に寄与する健康増進教室、交流企画、セミナーの開催については、健康増進教室（元気健康セミナー・塾生交流企画、メディカルフィットネス教室、臨床美術教室）がそれぞれ5回（231名）、799回（6,856名）、46回（247名）開催した。
- ③ 近隣自治体の健康増進事業の支援については、自治体契約件数は6件（延べ28回）であった。
- ④ 学生教育として、397名の実習受入れを実施した。

○社会貢献・地域連携センター臨床心理相談室

我々は、複雑な現代社会で生きていく上でいろいろな悩み、葛藤、ストレスを受けている。本室は、一般市民を対象にこころの健康の回復、維持、増進のために臨床心理相談を行っている。対象は、子どもから成人までである。相談内容は、不登校、いじめ、チック、引きこもり、親子関係・夫婦関係、うつ、パニック障害傾向等幅広い。

○社会貢献・地域連携センター鉄道交流ステーション

平成19年5月、本学ステーションキャンパス3階にオープンした鉄道歴史文化資料館である。平成19年3月に新設された「東北福祉大前」駅が、鉄道発展史上重要な交流電化試験を行った交流電化発祥の路線であるJR仙山線にあることから、鉄道の歴史資料を一つの地域文化遺産として収集・保存し、後世に伝えていく教育普及活動を推進するとともに、大学と地域の人々との交流を発展させる場となることを目指している。

○社会貢献・地域連携センター次世代育成支援室

本室は、子育て支援の基盤となる家族を形成あるいは今後形成していくであろう人々（思春期以降）を対象に、“いのち”の大切さを知り、“いのち”を育む力を育てること、及び0～3歳児およびその養育者を対象に、子育ての不安や精神的負担感の軽減とネットワーク形成を図ることを目的に開設された。平成29年度の実績は次のとおりである。

- ① 児童に対する科学ものづくり教室事業
遊び広場 バウハウス1回「LEDをつかったクリスマスイルミネーションをつくる」
- ② 教員に対する授業づくり支援事業
現職小学校教員、退職教員、本学学生等を対象として、さまざまな学年、教科について、授業記録や口頭で授業や学級経営の問題点を中心に報告してもらい、意見交換だけでなく、実験や観察を交えて子どもたちにとってもっとわかりやすい工夫を試すなどしながら参加者全員で検討した。平成29年4月、5月、6月、9月、11月、12月、平成30年1月（2、3月も予定）の7回開催。
- ③ 子育て支援事業
 - ・親子遊びはっぴーらんど等（のべ410名利用）
 - ・子育て支援研修会3回（平成29年6月15日：福島県いわき市、等）

- ・電話相談員研修1回（平成29年7月11日：仙台市子供相談支援センター）等々。

○学生生活支援センターボランティア支援課

ボランティア支援課は、学生及び教職員のボランティア活動を推進・支援し、地域社会のニーズに対して協力できるシステムを作り上げ、もって地域社会に貢献することを目的として平成10年に設立された。なお、ボランティア活動は、福祉ボランティア活動Ⅰ～Ⅳとして教育課程の中に組み込まれ単位認定している。

平成29年度の実績は、以下のとおりである。

① ボランティアコーディネート

依頼件数:313件、活動者数:1,657名(平成30年1月末現在)

② 自治体連携事業

- ・松島町立教育委員会・松島中学校・松島町立各小学校と連携し「まつしま防災学」を実施。町内の子ども達へ、防災力向上や震災被害の風化を予防する減災防災教育を実施した。
- ・山形県東根市と連携し、「果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会」の実行委員として参画及び競技運営、救護所補助のボランティアを実施した。
- ・茨城県高萩市と連携し「萩っ子防災訓練」を開催。高萩小学校全校生に減災防災教育を実施し、意識の向上を図った。その他に、栃木県さくら市社会福祉協議会と連携し「減災運動会」の実施、宮城県栗原市や利府町、名取市社会福祉協議会などと連携して、子ども達や地域向けに減災防災教育を実施した。
- ・仙台市教育委員会と連携し、仙台市立の幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校において、授業補助や行事補助、健康診断補助等を行なった。
- ・仙台市役所環境局による「FEEL SENDAI」の実行委員として参画し、フォーラム開催や環境保全に関する議論を行なった。
- ・宮城県観光課「みやぎ観光復興支援センター」と連携し、全国から宮城県に修学旅行で来訪する中学生・高校生向けにボランティアや防災教育に関するプログラムを実施した。

○芹沢銈介美術工芸館

本館は、地域に開かれた大学構想の一翼をになう文化施設として市民に公開し、生涯学習時代に即応した多様な学習機会や芸術文化に触れる機会を提供する目的で平成元年に開設された。学内外と諸団体との連携を図りながら活動を行っている。平成29年度の実績は、展覧会事業として、例年通り特別展、企画展を行い、また仙台駅東口キャンパスTFUギャラリーミニモリでの展覧会等を開催した。

① 教育事業

当館学芸員によるギャラリートーク8回、117人、型絵染講習会1回、10人、ワークショップ100回、1,489人(1/27現在)、チャレンジシート・ワークシートの作成

② 学生教育事業

リエゾンゼミ見学、その他授業の受け入れの他、工芸館クラブ「風の会」の活動、博物館実務実習、生誕祭を実施した。また、教育活動としてミニモリサポーターズの指導や、七夕まつり、学生を対象にした「うちわコンテスト」を実施した。

③ 学外団体、学校教育との地域連携として

④ 仙台・宮城ミュージアムアライアンス(SMMA)への事業参加(ミュージアムユニバース[せんだい

メディアテーク]）、国際博物館の日（5月中旬）・「みやぎ総文 2017」に合わせた特別開館、東北文化の日（10月下旬）への協力（無料開放）、出張ワークショップ（東口キャンパス）、各種団体への無料割引サービスへの協力を例年通り実施した。

⑤ 資料保管活動

資料の貸出、資料の借用、収蔵保存整理のための調査研究、収蔵品目作成、展示物・収蔵品の地震対策、作品の修理・消毒、表具・額装を例年通り実施した。

⑥ 学外団体、学校教育との地域連携として

仙台・宮城ミュージアムアライアンス（SMMA）への事業参加（こどもひかりプロジェクト[仙台卸商センター産業見本市会館]、ミュージアムユニバース[せんだいメディアテーク]）、国際博物館の日・東北文化の日（10月下旬）への協力（無料開放）、各種団体への無料割引サービスへの協力を例年通り実施した。また、視覚障害者の支援を行うNPO法人ビートスイッチが芹沢作品の立体コピー（コミカミノルタジャパン(株)の技術提供）を使い見学をし、ワークショップの体験も行った。

○音楽堂「けやきホール」

音楽堂「けやきホール」は、地域に開かれた大学構想の一翼をになう文化施設として市民に公開するとともに、学生に情操と教養、感性を身につけてもらいたいという願いから平成6年に開設された。学内外と諸団体との連携を図りながら活動を行っている。平成29年度の外部使用実績は、講演会3回、コンサート11回、学会1回、その他シンポジウム・イベント、4小中学校演奏会・合唱コンクール等8回である。

○教育・教職センター特別支援教育研究室

本室は、発達障害のある子どもが、その持てる力を最大限に発揮しながら生活し学習できることを目指し、そのための新しい支援の方法・内容を実践的に追求し、その支援の方法・内容を一般化することによって、我が国における特別支援教育の質を向上させる推進力となることを目的の一つとしている。平成29年度の実績は以下のとおりである。

- ・発達障害児者の発達支援、学習や行動上の課題に関する保護者相談 123件
- ・発達障害児・者へ学習支援、行動のつまづきへの支援等

	個別学習	ソーシャルスキル	作業療法	パソコン教室	ペアレントトレーニング
回数	20回	75回	15回	15回	30回
参加延べ人数	35名	415名	20名	21名	80名

- ・発達障害児者に関わる保育士、教員、特別支援教育支援員、保護者等を対象とする研修
 - 第1回「障害のある子ども達の福祉就労」（受講者：69名）
 - ・福祉就労の現状について
 - ・利用者のニーズに応じた支援
 - 第2回「障害の重い子ども達への支援」（受講者：48名）
 - ・重度・重複障害児へのコミュニケーション支援
 - ・支援機器を用いたコミュニケーション発達支援について－特別支援学校での実践例を含めて－
 - 第2回「高等学校の教育から考える（3）」（受講者：54名）
 - ・東松島高等学校における特別支援教育の実践

- ・高等学校の生徒のニーズに応じた支援のあり方一フロアの皆さんからの質問に応じてー
- ・地域支援

地域の保育園、小中学校等への訪問件数：36件、研修会等講師件数：45件

○総務部災害対策課防災士研修室

本学では、東日本大震災の教訓から実践を踏まえ、防災知識を身につけた人材育成が地域や職域における災害への備えを担い、安心・安全な社会づくりが必要、急務であると考え、防災士（日本防災士機構認定）養成の本室を平成24年度に開設した。平成29年度の実績としては次のとおりである。

① 防災士養成研修講座の開講

東北の防災リーダーの養成機関として市町村や関係団体とともに、学生、一般対象の防災人材育成を積極的に行い、次の大規模自然災害に対応できる環境整備を進めた。本学、福島県いわき市、宮城県石巻市等6自治体で13回開講、約980名の受講があった。

② 普通救急救命講習の開講

防災士研修カリキュラムでは、消防署等が実施する「普通救急救命講習」を受講し、応急手当の技術等について習得するよう定められている。

学生、教職員約250名を対象に10回開講した。

③ 防災士スキルアップ研修

東北福祉大学防災士養成研修講座を受講し資格を取得した学生及び社会人防災士を対象に、5回開催した。

④ 防災士活動

東北福祉大学防災士養成研修講座を受講し資格を取得した学生及び社会人防災士の地域等と連携した防災士活動を85回開催した。

○国や地方自治体等の委員委嘱による政策形成等への寄与の状況

大学に所属する人的資源を国や地方自治体、社会福祉法人、公益財団の政策形成への寄与として、平成29年度は教職員約90名、約150の委員会等の委員へ委嘱されている。

○大学の施設設備の開放

芹沢銈介美術工芸館、音楽堂、図書館、校地の開放を行っている。芹沢銈介美術工芸館、音楽堂については、既述した通りである。

図書館については、平成19年度から社会人を対象とした「登録会員制度」を設けて地域の人々に開放している。平成29年度（平成29年1月末現在）は、延べ現在995名の利用があった。

校地については、高齢者等の健康増進施設としてパークゴルフ場を設けて、地域の人々に開放している。

学外組織との連携協力については、以下のとおりである。

○関連福祉施設との連携

「実践現場における学び（実習）」と「大学における学び（講義・演習・グループスタディー等）」を有機的に結び付ける「実学臨床教育」と呼ばれる少人数の教育プログラムを実施している。

○産学官連携共同研究

地元企業、全国展開企業、自治体等と連携協力して、認知症予防や睡眠関係の共同研究等を実施している。

○コージェネレーション

地球にやさしい環境・エネルギーの品質別電力供給システムの実証研究を本学、仙台市、NTTファシリティーズ、NTTファシリティーズ総合研究所が共同で実施した。2011. 3. 11 の東日本大震災時も本学施設・関連福祉施設へ電力を供給し続けた。震災後、そのことが高い評価を受け、国内外から視察が増えている。

○自治体との連携事業

既述した通りボランティア活動、防災士養成、予防福祉健康増進事業等で自治体と連携したさまざまな事業を実施している。

地域交流・国際交流事業への積極的参加については、以下のとおりである。

○地域交流事業への積極的参加

- ・既述した地域共創推進室の活動は、大学が地域に日常的、具体的（PTA 支援、運動会支援等自治会活動に参加）に関わり、大学と地域のお互いの顔が見えるお付き合い（交流）である。
- ・既述の芹沢銈介美術工芸館の地域連携事業の項を参照。
- ・本学が設立した NPO 法人せんだいアビリティネットワーク (<http://www.san.or.jp>) と協力し、障害者や高齢者、子ども及び一般市民に対して、IT 支援を通じた情報技術の修得並びに少子高齢社会に対処するための福祉支援に関する活動を行なっている。

○国際交流事業への積極的参加

- ・仙台フィンランド健康福祉センタープロジェクトへの参加

『仙台フィンランド健康福祉センタープロジェクトは、フィンランドの国家プロジェクトと仙台的国際共同プロジェクトです。仙台市青葉区水の森に平成 17 年 3 月にオープンした仙台フィンランド健康福祉センターを拠点に、高齢者の自立した生活を実現するために、フィンランドと日本の企業・大学が行うサービス・機器の開発支援を行っています。』（以上、仙台フィンランド健康センターHP より）。発足当初より、本学と関連福祉施設「せんだんの館」が参加。現在も、プロジェクトに参加しているフィンランドの大学の研究者や地方自治体関係者、福祉関連企業と本学の施設関係者や研究者との間で研究交流が行われている。

- ・中国における保健・福祉・医療分野の教育・研究・実践

平成 16 年から中国の大学等からの要請に応じて、中国の全人口の 10%超 1 億数千万人と言われる 60 歳以上の高齢者問題について、教育、研究の連携支援を行なってきた。留学生の受入はもとより、日中共同の研修会の実施、中国福祉関係実務者の研修受入、福祉人材育成の学科開設の支援等を行なってきた。その結果として、東北師範大学人文学院に福祉学院社会福祉系 (<http://chsnenu.edu.cn/fz/fzx/>) が設置された。

平成 23 年からは日中関係が悪化したことから留学生の受入に留まっていたが、近年、社会福祉分野での教職員の研究交流が再開している。

- ・平成 29 年度実績

日中国交正常化 45 周年記念事業、植林・植樹国際連帯事業への協力、はばたけ！大学生海外使節団～仙台台南交流事業への学生派遣、日本・アジア青少年サイエンス交流事業（JST さくらサイエンスプログラム）の実施、EPA 等外国人介護福祉士資格取得支援事業の実施、地域に居住する外国人への情報発信（防災教育等）、日本語弁論大会出場等を行なった。

2. 点検・評価

社会と連携・協力に関する方針を規程集やホームページで明示し、その方針に基づき、教育研究の成果を地域貢献、国際交流に活かしている。

特に、地域共創推進室の活動は、平成 28 年度の大学評価において「長所として特記すべき事項」として評価された。

第 9 章 管理運営・財務

(1) 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けての管理運営方針の明確化

管理運営方針は、ホームページ [トップ>大学について>各種方針](https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html)
https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html で公表している。

特に、その中に中長期計画の策定と意思決定プロセスについても明確に示されている。

1) 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

寄附行為第 6 条第 3 項に「東北福祉大学長たる理事を常務理事とする。」、東北福祉大学組織・職制規則第 7 条第 1 項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統括する。」とあり、教学組織（大学）の権限と責任は学長にあることが明確化されている。

また、学長と理事長との関係においては、寄附行為第 15 条第 2 項に「常務理事はこの法人を代表し、理事長を補佐する。」と規定されており、法人組織（理事会等）における権限と責任は、理事会にあることが明確にされている。

2) 教授会の責任と明確化

学則の第 11 条第 1 項に教授会の必置が明確化され、第 13 条第 3 項に「この学則に定めるものの他、教授会に関し必要な事項は別に定める。」との規定に基づき、教授会規程が定められている。

教授会規程の第 4 条（審議事項等）として教授会の責任が明確化されている。

また、教授会規程第 8 条第 2 項に「各学部で学科会議を置くことができる。」とあり、教授会の構成員となっていない教員からの意見の聞き取りや教授会の決定事項の周知は学科会議を通じて行われる。

(2) 明文化された規程に基づいての管理運営

1) 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員）及び大学設置基準第 41 条（事務組織）に基づき、組織・職制規則、事務分掌規程及び教員選考基準を定めて、適切な運用を行っている。

組織・職制規則の第 8 条（職位及び職能）には、副学長、学部長、学科長、研究科長、教授、准教授、講師、助教、助手を置く旨が規定され、適切に運用している。組織・職制規則の第 7 条には、学長の所掌事務、組織・職制規則の第 9 条（所掌事務）には、副学長、学部長、学科長、研究科長、教授、准教授、講師、助教、助手の所掌事務が定められ、適切に運用している。

教員選考基準には、教授、准教授、講師、助教、助手の選考基準が定められ、その基準に基づいて、人事委員会にて教員選考が適切に行われている。

そして、事務を処理するための事務組織については、事務分掌規程に定めて適切な運用をしている。

2) 学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化

学長、学部長、研究科長の権限と責任は、組織・職制規則第7条に明確に定められている。

また、寄附行為第6条第3項に「東北福祉大学長たる理事を常務理事とする。」と規定されており、学長が学務担当の責任理事となることが明確化されている。

3) 学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性

学長の選考については、寄附行為第3条第2項「この法人の運営管理は、私立学校法、曹洞宗宗制に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる」の曹洞宗宗制の曹洞宗教育規程第39条第2項「前項の学校法人が設置する各学校の長、副学長、学監、高等学校及び中学校の教頭は、内局の推薦により管長が任命し、その任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。」により、曹洞宗管長の任命による。

学部長、研究科長については、組織・職制規則の第8条及び第10条により学長が任免・委嘱する。

(3) 大学業務を支援する事務組織の設置と十分な機能

1) 事務組織の構成と人員配置の適切性

事務組織は、組織・職制規則及び事務分掌規程に基づき組織されている。本法人は、東北福祉大学と東北福祉看護学校の2つの学校を設置しているが、その事務のほとんどが東北福祉大学の事務であることから、大学事務と法人事務を分けることなく総務局で取り纏め一体として行っている。

東北福祉看護学校は、別学校であり独立した事務組織となっているが、大学職員が事務長を兼務し、すべての承認は、法人として総務局総務部が関わり意思疎通ができるようになっている。また、総合福祉学部、健康科学部では介護福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士等の人材育成を行なっているため、その実習の場として附属病院せんだんホスピタルを設置しており、その事務組織を別にしているが、全ての処理の承認には、総務局総務部が関わり意思疎通ができるようにしている。

教務部は、学部ごとの人員配置とし、職員は担当学部の教育課程、取得できる資格等を中心にして専念して学生に対応できるようにしている。また、大学院については、教務部内に大学院事務室を置き対応している。

キャリアセンターにおいては、入学から卒業に至るまでの「リエゾン型キャリア教育」を行っており、教務部と一体となった就職支援を行っている。

事務組織の特徴の一つとして、本学の建学の精神「行学一如」（学業も実践も本は一つ）、教育の理念「自利・利他円満」（支え合い、ともに幸せに）を特に推進する組織として、教務部実学臨床教育推進室、学生生活支援センターボランティア支援課を設置している。実学臨床教育推進室は、「実践現場における学び（実習）」と「大学における学び（講義・演習・グループスタディー等）」を有機的に結び付ける少人数の教育プログラムを推進する組織である。ボランティア支援課は、その名が示す通り学生ボランティアを推進する組織である。

人員配置については、事務組織の部長、副部长、センター長、副センター長等の多くの役職者には教員に委嘱するとともに、教育研究の審議機関として全学的な調整を行う各種委員会の委員には教員と職員を必要に応じてバランス良く委嘱しており、教育研究と事務が齟齬なくスムーズに運ぶように配慮している。また、財務部には元銀行員・会計事務所の経験者、キャリアセンターにはキャリアカウンセラー・企業の経験者、学生生活支援センターには元警察官、災害対策課には防災士・元自衛官・元消防士、国際交流センターには外国人の配置を行なっている。

2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

18歳人口の減少により大学の半数近くが定員割れし廃止する大学も出始め、大学の淘汰が始まっており、教育及び経営情報の調査及び分析とそれに基づく経営改善（IR）の必要性が高まっている。また、大学に対する期待として「地域の課題解決に応える教育研究を行ってほしい」「学生が地域社会に出てから役立つ学びに力を入れてほしい」「教員個人のつながりから、大学が組織的に取り組む連携体制に発展させてほしい」（文部科学省 COC 資料より）があり、大学の国家戦略である地方創生の取組みの強化への対応が望まれている。さらに、グローバル化への対応や産業界との連携強化等大学が対応すべきことは多岐に渡ってきている。

本学は、それらのことに対応するとともに、「社会が必要とする即戦力の人材を育成」するため、特に平成16年度から学部学科の再編や組織の変更を含む事務機能の改善を臨機に行なってきた。

学部学科の再編、事務機能の改善に際して、同時に、新規教職員の採用や異動を実施し人員体制も強化している。

さらに、平成26年度より内部監査を強化し、事務機能の改善を進めている。具体的には、内部監査により、業務フロー・業務手順書・備品管理・SD・人事考課等の改善検討の指摘があり改善を進めている。

3) 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

職員の採用については、就業規則第8条から第11条に規定されており、適切に運用されている。職員の昇任については、職能制の実施に関する規程に規定されている。その第4条に以下の昇任の規定がある。

第4条 昇任とは、その経験、意欲及び能力に応じ、別表に掲げる職能につきその者を1階級上位に決定することをいい、原則として定期昇給の時期に行う。

しかし、この規程及び別表の評価基準、評価者等の評価基準が明確ではなく、現在、人事考課に基づく業績評価と昇任等の処遇改善について検討をしているところである。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

1) 人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善

毎年度始めの昇任等の処遇改善は、人事の担当部署である総務部が、年末までに各部署の長等に昇任等の聞き取りをし、その内容を基に処遇改善を検討し、学長の承認を得て行っている。既述したとおり、業績評価基準、評価者等が明確ではなく、さらに、内部監査において、「階層別研修等研修体系を構築し教職員の能力向上を図ること、及び研修体系を構築するにあたり、研修と人事考課の関係も考慮すること」と指摘されており、現在、SDとも関連づけて人事考課に基づく業績評価と昇任等の処遇改善について検討をしているところである。

2) スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

平成25年度から毎年度継続して、SDを実施している。実施内容はホームページに掲載しており、有効性についてもアンケートにより確認している。

トップページ>大学について>FD・SD活動

<https://www.tfu.ac.jp/fd/index.html>

2. 点検・評価

管理運営方針が明確にされ、それに基づき、適切に運営されている。

平成27年度の自己点検・評価での「改善すべき事項」へ対応状況は以下のとおり。

〈1〉中長期計画の策定と大学構成員への周知

中長期計画は、平成 21 年度、平成 26 年度と 5 年毎に策定しており、次の時期は平成 31 年度予定である。その時期までには、次期中長期計画を理事会で承認し大学構成員へ周知する予定である。

〈2〉業務フロー・業務手順書の整備

業務フロー・業務手順書の整備については、平成 26 年度に全部署で作成を行っており、内部監査で、業務フロー・業務手順書の整備状況が順次精査されている。

〈3〉SD の実施と有効性の検証および人事考課の導入

SD（職能階層別研修）の内容と連携させた人事考課を検討している。平成 26 年度から SD を実施しており、アンケートにより有効性の検証も行ない、有効であることがわかっている。

第 9 章 管理運営・財務

(2) 財 務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤の確立

〈中長期的な財務計画の立案〉

中長期事業計画に基づき財政計画を立案している。

〈科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況〉

外部資金の受け入れは平成 29 年度私立大学改革総合支援事業でタイプ 1、2 が採択される等、意欲的な取組みが実現されている。また、科研費を中心とした公的資金の過去 8 年間の交付金額の推移を見ると、変動しながらも右肩上がりである。

〈消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性〉

適切性の検討として、事業活動収支・貸借対照表の各比率と全国大学比率を比較し、優劣を理解したうえで経営の指針としている。

(2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

〈予算編成の適切性と執行ルール of 明確性、決算の内部監査〉

予算編成は収入支出とも数値根拠を、理事会・評議員会開催時に予算書説明資料として添付し説明している。

執行は支払伺に基づき学長、局長の決裁後に行なっている。

決算の監査については公認会計士 4 名が 7 日に渡り監査を実施している。

〈予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立〉

予算執行に伴う効果については決算報告時に予算との対比説明を行なっているほか、予算編成時の事業活動計画に対し決算時の事業報告により検証が図られている。

2. 点検・評価

教育研究のための財政的基盤を確立し、予算編成及び予算執行については適切な執行が図られている。

平成 28 年度に実施された大学評価において、努力課題として『「要積立金に対する金融資産の充足率」が低位で推移しているうえ、「帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合」が増加傾向にあるこ

とから、今後の教育研究を安定的に遂行するため、具体的な数値目標を明示した中・長期財政計画を策定し、財政基盤の安定化に向けて取り組むことが望まれる。』と提言されたので、平成30年度に中・長期財政計画を策定した。それに基づいて改善を図っていく。

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価と結果の公表

①自己点検・評価の実施と結果の公表

内部質保証組織、内部質保証ポリシー、内部質保証規程、内部質保証システム実施マニュアル等を整備し、自己点検・評価を毎年実施し、その結果をホームページに公表し社会への説明責任を果たしている。

また、平成27年度、平成28年度に外部評価も実施し、その結果をホームページに公表し、社会への説明責任を果たしている。

トップ>大学について>大学評価 <https://www.tfu.ac.jp/aboutus/evaluation.html>

②情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

情報公開の内容は次のとおりであり、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(平成22年6月16日付、文部科学省公示)」により公表すべき事項は全て含んでおり、情報公開は適切に行なっている。

(ア) 教育研究上の目的及び3つの方針

全学、学部・学科ごと、研究科ごとにホームページで公開している。

トップ>教育方針 <https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/index.html>

(イ) 学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)

機関レベル、教育課程レベル、科目レベルでポリシーを定めるとともに、アセスメントの仕組みの概要をホームページで公開している。

トップ>大学について>アセスメントポリシー

https://www.tfu.ac.jp/aboutus/assessment_policy.html

(ウ) 学生、教職員、学生数等

ホームページで公開している。

トップ>大学について>学生・教職員・卒業生数

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/count.html>

(エ) 教員組織

学部・学科ごとの教員氏名をホームページで公開している。

トップ>学部・大学院>教員紹介

<https://www.tfu.ac.jp/education/professors.html>

(オ) 学則

学部、研究科の学則をホームページで公開している。

トップ>大学について>学則

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/regulations.html>

(カ) 校歌

校歌をホームページで公開している。

トップ>大学について>校歌の歴史

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/schoolsong.html>

(キ) 校章、マーク、カラー

校章、マーク、カラーとその使用に関するガイドラインをホームページで公開している。

トップ>大学について>校章・マーク・カラー

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/symbol.html>

(ク) 教員業績

教員ごとの業績をデータベース化して、ホームページで公開している。

トップ>学部・大学院>教員紹介

<https://www.tfu.ac.jp/education/professors.html>

(ケ) 入学者選抜に関する情報

入学者選抜に関する情報をホームページで公開している。

トップ>入試情報

<https://www.tfu.ac.jp/admissions/index.html>

(コ) 授業科目、授業の方法・内容、年間授業計画、評価方法等

シラバスをデータベース化して学内ポータルに公表し、科目名や教員名等で検索できるようにしている。

(サ) 教育研究環境に関する情報

キャンパス概要（校地・校舎、運動施設、図書館、ラーニングコモンズ、交通手段）、課外活動の状況、健康管理施設（附属病院）等をホームページに掲載している。

トップ>アクセス <https://www.tfu.ac.jp/access/index.html>

トップ>課外活動 https://www.tfu.ac.jp/campus_life/index.html

トップ>施設利用 <https://www.tfu.ac.jp/hospital/index.html>

(シ) 入学金、学費等の情報

入学金、学費等の大学が徴収する費用について、ホームページで公開している。

トップ>入試行訪>学費・入学手続きについて

<https://www.tfu.ac.jp/admissions/index.html>

(ス) 学生支援に関する情報

奨学金制度、履修支援、学修支援、ボランティア活動等をホームページで公開している。

トップ>学部・大学院>学生生活サポート

https://www.tfu.ac.jp/education/student_support.html

トップ>在学生の方へ>経済支援（授業料減免・奨学金等）

https://www.tfu.ac.jp/students/financial_support.html

トップ>在学生の方へ>履修支援

https://www.tfu.ac.jp/students/completion_support.html

トップ>在学生の方へ>学修支援

https://www.tfu.ac.jp/students/learning_support.html

トップ>施設利用>ボランティア支援課

<https://www.tfu.ac.jp/facilities/volunt/index.html>

(セ) 就職支援に関する情報

キャリアデザイン、就職活動支援、就職状況、卒業後の支援等をホームページで公開している。

トップ>進路・就職

<https://www.tfu.ac.jp/career/index.html>

(ソ) 財務情報

計算書、財務の概要、事業報告書をホームページで公開している。

トップ>大学について>情報公開

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/finance.html>

情報公開請求については、情報公開規程、情報公開規程施行細則及び情報公開委員会規程に沿って適切に行われている。

(2) 内部質保証に関するシステムの整備

①内部質保証の方針と手続の明確化

内部質保証ポリシー、内部質保証規程、内部質保証委員会規程、内部質保証システム実施マニュアルを整備して、方針と手続を明確にし、PDCAのサイクルが実行できるようにしている。

②内部質保証を掌る組織の整備

内部質保証を掌る組織は、内部質保証委員会である。内部質保証委員会は、既述した部長学科長会議の下の委員会であり、その下に各研究科単位、各学部単位、事務部門の内部質保証小委員会があり、各学部、各研究科、各部署単位にPDCAのサイクルが実行できるようにしている。

③自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立

内部質保証システム実施マニュアルに実施プロセスを示しており、その中に、前年度の改善のフィードバックを次年度の目標に反映することを明示して継続的にPDCAが実行できるようにしている。

さらに、そのことが実際に行なわれているか内部監査において監査している。

④構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

法令等の遵守については、就業規則第4条に規定されている。コンプライアンスに関する事務は、事務分掌規程第3条の2に総務部法務室の事務分掌として規定されている。そして、信用失墜行為等の禁止や秘密の保持義務等の行動規範については、就業規則第3章第1節服務に規定されており、就業規則を含む規程集は、教職員用のweb掲示板に公開している。さらに、その意識の徹底は、FD等を通じて教職員に行なわれている。特に、新任教職員には雇用時にも説明している。

(ア) ハラスメントについて

ハラスメント防止に関する規程を制定しているとともに、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントについて、FDで説明会を実施している。

(イ) 個人情報保護について

個人情報保護規程、個人情報保護規程施行細則を定めて、情報に関する取扱い及び管理を適切に行なっている。

研究所における個人情報保護については、感性福祉研究所における個人情報保護のための措置及び感性福祉研究所個人情報保護規程を定めて、情報に関する取扱い及び管理を適切に行なっている。

(ウ) 産学官連携関係について

産学官連携の共同研究や受託研究等については、遵守すべき事項について、産学官連携ポリシーや利益相反ポリシーを定めて、適切に実施している。

営業秘密管理については、産学連携関係のみではなく、学生が参加する企業のインターンシップにおいても関係する。平成 29 年 4 月から、ポリシー、規程、体制を整備し、実施した。安全保障貿易管理についても、教員の研究が関係する場合もあるので、早期の整備と周知徹底を進めているところである。

(エ) 研究倫理について

研究倫理については、研究倫理委員会を設置し、研究等が倫理上適切に行われるように研究計画や研究成果について審議している。

(オ) マイナンバー（社会保障・税番号）制度について

平成 28 年 1 月からのマイナンバー（社会保障・税番号）制度の開始に伴い、作業部会を設け準備作業を進めた。また、学生アルバイトや日本学生支援機構への奨学金の申請等にも関わることから適切に対応できるよう SD を実施し、運用を開始している。

(カ) 公的研究費の管理・監査

公的研究費の管理・監査については、規程等を整備し、FD・SD で説明会を実施し、運用を開始している。

(キ) 附属病院せんだんホスピタル

次に示す規程等を定めて、安全な医療の提供、医療の質の向上に努めている。

薬事委員会規程、薬事委員会細則、医療安全管理委員会規程、院内感染防止対策委員会規程、褥瘡対策委員会規程、栄養管理委員会規程、安全衛生管理規程、安全衛生委員会規程、消防計画、個人情報保護に関する規程、個人情報保護委員会規程、医療ガス安全管理委員会規程、行動制限最小化委員会規程

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか

①組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

平成 27 年度から構築、実施された内部質保証システムは、大学全体レベル、教育プログラムレベル、授業レベルで自己点検・評価を実施するようになっており、大学全体レベル、教育プログラムレベルにおいては、各研究科・専攻、各学部・学科ごとによる自己点検・評価、授業レベルにおいては、教員自身による自己点検・評価となっている。

自己点検・評価の実施については、内部質保証システム実施マニュアルを整備し、教職員用の web 掲示板に公開している。そこには、毎年の PDCA サイクル、4 年毎の外部評価、7 年毎の認証評価も記述されている。

現状、マニュアル通りに進められている。

②教育研究活動のデータベース化の推進

(ア) 基礎データの組織的・継続的収集と管理

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（平成 22 年 6 月 16 日付、文部科学省公示）」により、教員の教育研究活動状況についての情報公開が求められたことに対応し、教員業績データベースを教員紹介ページに掲載し公開している。教員の教育上の能力に関する事項や現在行ってい

る社会的活動等を発信し、当該教員の専門性や提供できる教育研究内容を確認できるようにしている。データベースは、インターネットを通じて、教育研究活動等の情報を入力することが可能であり、教員本人が新規登録や更新を容易に行うことができるようになっている。

また、シラバスについても、データベース化して学内ポータルに公表し、科目名や教員名で検索できるようにしている。

(イ) 大学文書の保存と活用

大学文書の保存と活用については「学校法人梅檀学園文書取扱規程」を定め、正確かつ迅速に取扱い、学園の効率的な運営に寄与するよう努めている。

例えば、稟議書等の文書は検索しやすいように整理し、円滑な事務が行われるように留意している。

(ウ) 大学沿革史の編纂

大学沿革史の編纂に関しては、ホームページに公開している。大学の歩みとして、学部・学科の変遷、キャンパスの拡充、教育・研究の3分野に分け、紹介している。

③ 学外者の意見の反映

(ア) 内部質保証システムの中に原則4年ごとの外部評価を設けている。外部評価委員会規程も整備している。平成27年度から、認証評価と同時並行して第1回目の外部評価を実施した。

(イ) 保護者の会：キャリアセンターと教務部合同にて、年10回程度東北の主要都市を中心に保護者会を開催して、大学の近況報告やキャリア支援等の報告をするとともに、個人相談も実施して質問、要望事項を学修支援や就職支援の改善に繋げている。

(ウ) 卒業生アンケート：卒業生にアンケートを実施して、その結果を学修支援等の改善に繋げている。

これらの活動についても、点検報告⇒改善検討報告⇒改善完了報告の手順で定型化を図り、定期的自己点検・評価と合わせて内部質保証システムの中の日常的点検・評価として定着させ、学外者の意見を確実に反映させている。

④ 文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応

平成28年度に実施された大学評価で指摘された努力課題については、以下の3点について平成29年度に改善を完了した。その他については、内部質保証の年度目標に設定して改善を進めている。

(ア) 大学院指導基準の明確化

大学院指導基準の明確化については、大学院委員会の承認を経て明文化した。

(イ) 課程博士の取扱いの改善

学位規則を改正して、「課程博士の学位論文は在学中に提出しなければならない」旨を明確にした。

(ウ) 産業福祉マネジメント学科の学修成果の明示

学位授与の方針において、課程修了にあたって修得しておくべき学修成果を明確にしてホームページに掲載した。

2. 点検・評価

内部質保証は、内部質保証システムのPDCAにより計画的、体系的に機能し始めている。しかし、目標設定や評価の内容については、学部・学科や部署間でばらつきがあり、今後、内部質保証委員会や内部監査等において、内容を精査して深化させていく必要がある。